

# 決算特別委員会会議記録

決算特別委員長 元吉 俊博

## 1 日 時

令和元年10月17日（木） 午前10時00分から  
午後 3時44分まで

## 2 場 所

本会議場

## 3 出席した委員の氏名

元吉俊博、井上明夫、志村学、今吉次郎、太田正美、森誠一、大友栄二、木付親次、  
古手川正治、濱田洋、高橋肇、羽野武男、二ノ宮健治、守永信幸、原田孝司、  
吉村哲彦、戸高賢史、堤栄三、荒金信生

## 4 欠席した委員の氏名

井上伸史、成迫健児

## 5 出席した委員外議員の氏名

清田哲也、阿部長夫、御手洗吉生、猿渡久子

## 6 出席した執行部関係者の職・氏名

土木建築部長 湯地三子弘、教育長 工藤利明、警察本部長 石川泰三 ほか関係者

## 7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

## 8 会議の概要及び結果

(1) 第95号議案平成30年度大分県一般会計歳入歳出決算の認定について、第104号議案平成30年度大分県臨海工業地帯建設事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び第105号議案平成30年度大分県港湾施設整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行った。

詳細については、別紙「会議の概要及び結果」のとおり。

## 9 その他必要な事項

なし

## 10 担当書記

議事課委員会班	副主幹	矢野順子
議事課委員会班	課長補佐（総括）	富高德己
議事課議事調整班	主幹	秋本昇二郎

# 決算特別委員会次第

日時：令和元年10月17日（木）10：00～

場所：本会議場

## 1 開 会

## 2 部局別決算審査

- (1) 教育委員会
  - ①決算説明
  - ②質疑・応答
  - ③内部協議
- (2) 土木建築部
  - ①決算説明
  - ②質疑・応答
  - ③内部協議
- (3) 警察本部
  - ①決算説明
  - ②質疑・応答
  - ③内部協議

## 3 その他

## 4 閉 会

## 会議の概要及び結果

元吉委員長 おはようございます。ただいまから、本日の委員会を開きます。

この際、付託された議案を一括議題とし、これより審査に入ります。本日は、教育委員会、土木建築部及び警察本部の部局別審査を行います。

これより、教育委員会関係の審査に入ります。

執行部の説明は、要請した時間の範囲内となるよう要点を簡潔・明瞭にお願いします。

それでは、教育長及び関係課室長の説明を求めます。

工藤教育長 教育委員会所管に係る平成30年度決算について説明します。

初めに、平成29年度決算特別委員会審査報告書に対する措置状況について報告します。

指摘事項は2点です。お手元の報告書の10ページをお開きください。収入未済の解消についてです。

地域改善対策奨学金については、平成16年度で貸与は終了し、現在は返還事務のみを行っています。収入未済の解消に向けて、納入期限翌月の督促状の送付や徴収強化月間である5月と11月に現年度、過年度の催告を行うとともに、納付相談の際には、実態に応じてきめ細かく対応しています。また、免除・猶予制度を活用した未然防止にも取り組んでいます。

今後とも、返還者やその関係者の人権に最大限に配慮しながら、慎重かつ積極的な債権管理に努めていきます。

次に18ページをお開きください。

教育におけるICT化に向けた環境整備の促進については、令和4年度からスタートする高校の新学習指導要領の実施に備え、生徒の情報活用能力を育成するため、県立学校に電子黒板やタブレット型端末等の整備を進めています。

また、教育人材の育成及び適切な学習活動の充実については、県内各地においてプログラミング教育などICTを効果的に活用した授業を行える中核的な教員を養成するICTスマート

デザイナー育成事業に取り組んできたところです。

加えて、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の初任者に対するICT活用研修や、学校CIO研修、情報化推進リーダー研修を実施するとともに、各学校や地域のニーズに応じて、ICTを活用した授業づくりをテーマとした出前研修や、授業改善に向けた指導・助言に努めることにより、IT人材の育成を図っていきます。

続いて、お手元の平成30年度における主要な施策の成果により、主な事業の執行状況等について説明します。

まず、250ページをお開きください。次の251ページとあわせて、小・中学校の学力向上対策の事業について説明します。

これらの事業は、市町村学力向上アクションプランに基づく様々な支援により、児童生徒のつまずきの解消や低学力層の底上げを図るなど、義務教育で大切な学力向上への取組を実施したものです。

30年度は、中ほどの2事業内容のとおり、習熟度別指導推進教員を配置して、習熟の程度に応じたきめ細かい指導を推進しました。また、小学校5年生・中学校2年生を対象に県の学力定着状況調査を実施しました。国の学力調査の結果とあわせて、喫緊に解決しなければならない課題を明らかにし、その解決に向けて、組織的な授業改善を推進する各種協議会を開催したところです。

そうした取組の結果、事業名欄下の総合評価は、小学校・中学校共にAとしています。

今後については、一番下の4今後の課題と方向性等にあるとおり、学力向上のさらなる推進を図るため、小学校は「新大分スタンダード」に基づく授業改善と教科担任制の推進による授業の質の向上を図ります。中学校は「中学校学力向上対策3つの提言」の徹底による組織的な授業改善に取り組んでいきます。

1 ページ飛んで253ページをお開きください。特別支援学校就労支援事業です。

この事業は、特別支援学校の就労支援体制の充実と、就労に対する生徒の意欲向上、保護者の意識改革、企業の理解推進を図るなど、一般就労率の向上に向けた取組を実施したものです。

30年度は、11校に8名の就労支援アドバイザーを配置して職場開拓等を行うとともに、生徒の働く力について企業の理解を促進するためのワーキングフェアの開催などに取り組みました。

3事業の成果欄に記載しているとおり、30年度の一般就労率は28.5%で、知的障がい特別支援学校高等部生徒の一般就労者数は、49名でした。昨年度より2%増加したものの一般就労率は目標値に届いていません。総合評価をBとしています。

今後は、就労支援アドバイザーと関係部局との連携を強化するとともに、学校の就労支援体制を強化するなど、一般就労率の一層の向上を図っていきます。

少し飛んで256ページをお開きください。高等学校学力向上推進事業です。

この事業は、令和3年度の大学入学者選抜実施要項の見直しを見据え、児童生徒の学力向上を図るため、授業改善を推進し、小・中・高等学校を通じた一体的な指導体制を確立するためのものです。

30年度は、理数教育の充実を図る小中高合同授業研究会や、総合的な学習の時間、特別活動の充実のための協議を行うカリキュラム・マネジメント推進会議、社会で求められる資質の理解と思考力・判断力・表現力育成を図る学ぶ力向上ゼミ及び高大接続改革の進捗に関する学校、家庭、地域への情報発信を行う、子どもの未来を拓く学びフォーラムの開催等に取り組みました。

これらの取組の結果、難関大学の合格者も事業開始前の216人から276人と、60人増えています。

本事業の総合評価はAとしており、30年度をもって終了しましたが、今年度から新たに学

びの接続推進事業を実施しており、スピーキング力の向上を目指し、タブレットを利用したオンライン型のスピーキングレッスンを普通科進学校全校に取り入れるなど、大学入試改革を見据え、引き続き、高等学校の授業改善に一層取り組みます。

少し飛んで264ページをお開きください。その次の265ページとあわせて、いじめ・不登校対策の事業です。

これらの事業は、いじめや不登校等の生徒指導上の諸課題を未然防止する教職員向けスキルアップ研修や、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置などによる生徒指導体制・教育相談機能の充実・強化を行い、いじめや不登校等の未然防止、早期解決支援を図ったものです。

30年度はスキルアップ研修に教職員403人が参加し、資質向上を図りました。また、小中学校に不登校対策に関する専門性や生徒指導力を持つ地域児童生徒支援コーディネーター22名、各学校に臨床心理士等の資格を持つスクールカウンセラー86名、市町村と県立学校に社会福祉士等の資格を持つスクールソーシャルワーカーを県が42名、大分市が26名で合わせて68名配置し、組織的な教育相談活動を実施しました。

3事業の成果を御覧ください。国の取りまとめによる平成30年度実績値の公表が本日の夕刻となっていますが、県の集計では、中学校不登校出現率が3.91%、小学校いじめ解消率が84.5%となっています。

なかなか歯止めがかからない状況ですが、スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの配置を拡充しながら対策を進めており、本年度は、全ての公立学校をカバーできる体制を整えるなど、いじめ・不登校の解消に向けた取組の充実・強化を図っているところです。

次に269ページをお開きください。地域の高校活性化支援事業です。

この事業は、地域の高校が地元住民や中学校と連携し、生徒の学力向上や魅力・特色ある学校づくりの取組を企画・実施することにより、

地元信頼され生徒に選ばれる魅力ある学校づくりや、地域の活力となる学校づくりを推進するものです。

30年度は16校を指定し、そのうち5校が地域との連携による学校魅力化・特色化プロジェクトとして、地元小中学生と地域創生を考える講座や地元特産品を使用した地域貢献などに取り組みました。

また、11校が地域の高校拠点化プロジェクトとして、地域の魅力を発信する外国語版観光案内作成や地域人材を活用した地域課題解決学習と地域人材の育成などに取り組みました。

その結果、指定した16校では、中学生の体験入学者数は3,792人と目標を大きく上回り、また総欠員数は、事業開始前の平成28年と比較し66名減少の132人という成果になりました。

本事業の総合評価はAとしており、30年度をもって終了しましたが、今後さらなる生徒数の減少が見込まれていることから、本年度から新たに地域の高校魅力化・特色化推進事業を実施しており、引き続き地域と連携した魅力・特色ある学校づくりの推進に取り組みます。

次に272ページをお開きください。「協育」ネットワーク連携促進事業です。

この事業は、学校・家庭・地域が協働して子どもを守り育てる「協育」ネットワークを基盤として、地域住民による学校教育活動への支援、地域の活力を支える人材の育成、家庭教育支援の推進体制の強化を図ることにより、社会全体の「協育」力の向上を図ったものです。

2事業内容にあるように、国の補助により直接実施している大分市を除いて、30年度は土曜アクティブ交流教室を11市町村で131教室、小学生チャレンジ教室を17市町村で167教室、中学生学び応援教室を9市町村で48教室開催し、延べ1万1,337人の児童生徒が参加しました。

また、家庭教育支援活動を12市町村53部会、学校支援活動を12市町村で64部会開設し、3事業の成果にあるように、延べ10万7,170人の地域住民の支援をいただくなど、取

組は着実に定着してきています。

本事業の総合評価はAとしていますが、今後も各事業の拡大に向け、引き続き地域人材の確保や活動内容の充実に取り組みます。

次に275ページをお開きください。日本遺産認定推進事業です。

この事業は地域の活性化を図るため、市町村をつなぐ文化・伝統のストーリー化などを行い、日本遺産認定を目指す取組です。

30年度は、前年度に引き続き文化財のブラッシュアップとして、国東市の文殊仙寺東古参道など5件の文化財の整備や、日本遺産プロデューサーによる講演会の開催など、広域的な情報発信を行いました。30年度に申請したストーリー、神武東征古と今をつなぐはるかなる道のりは、残念ながら日本遺産に認定されませんが、県内では昨年度までに近世日本の教育遺産群、やばけい遊覧、鬼が仏になった里「くにさき」の3件が認定されました。これは、長崎県と並んで九州で最多となっています。

本事業の総合評価はAとし、30年度をもって終了しましたが、今後は大分県文化財保存活用大綱の策定や、市町村による地域計画策定の促進を通じて、文化財を活用した地域活性化に取り組みます。

次の276ページをお開きください。おおいの歴史・文化魅力発信事業です。

この事業は、大分県の豊かな歴史や文化の魅力を県内外に発信するため、先哲史料館や埋蔵文化財センターで企画展を開催したものです。

30年度は国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭期間中に、先哲史料館では日本の近代と大分の先哲と題して、福澤諭吉、広瀬淡窓などを紹介しました。また、漫画「文豪ストレイドッグス」とのコラボ展示も行いました。埋蔵文化財センターでは、豊後府内に花開く雅の世界として、大友宗麟に関連する茶の湯の資料の紹介などを行いました。

先哲史料館での企画展は、漫画とのコラボ展示などにより目標を大きく上回る1万926人の入館者数を達成できました。また、埋蔵文化財センターでも4,377人の入館者数となり

ました。

本事業の総合評価はAとしていますが、今後とも県内外へ大分県の歴史や文化の魅力を発信できるよう、工夫を凝らした企画展を開催します。

最後に278ページをお開きください。チーム大分強化事業です。

この事業は、国体における総合順位の引上げや全国大会で上位入賞できる選手の強化により、本県のスポーツ振興や競技力の向上を図ったものです。

30年度は、41団体に対して強化費などの補助を行い、選抜選手の強化等を図ったところ

です。昨年開催された福井国体の順位は21位であり、一昨年の愛媛国体の25位から順位を上げたものの、10位台という目標にはあと一步届きませんでした。しかし、団体競技においては、愛媛国体に比べ約2倍の競技得点を獲得するなど、強化を行った競技が着実に成果を得ることができたため、本事業の総合評価はAとしています。

また、先日開催された茨城国体では、高得点が期待された競技の中止などもあったため、天皇杯得点は目標の1千点には至らず、921.5点であり、天皇杯順位は23位でした。

今後は、活躍が期待できる競技・種別の重点強化や、関係団体との連携による指導者の資質向上に取り組むとともに、安定的な競技力構築のため、ジュニア選手の発掘・育成を行うなど効果的、効率的に競技力向上対策を図ります。

以上で私からの説明を終わります。なお、各課室の決算状況については、担当課室長から説明します。

佐藤教育財務課長 まず、教育委員会所管に係る平成30年度歳出決算の総括表について説明します。

お手元の平成30年度一般会計及び特別会計決算事業別説明書の307ページをお開き願います。

平成30年度歳出決算総括表ですが、教育委員会に係る予算の款・項は、表の左にあるように、第10款教育費第1項教育総務費をは

じめ、第6項大学費を除く七つの項です。

表の一番下の歳出合計で見ると、左から2列目予算現額欄にあるとおり、予算額1,185億6,013万2,029円に対して、決算額はその右側支出済額欄のとおり、1,166億6,847万7,905円となっています。

中村教育改革・企画課長 教育改革・企画課所管分のうち、主なものを説明します。309ページをお開きください。

第1項教育総務費第1目教育委員会費の決算額1,271万3,500円は、教育委員5名分の報酬や教育委員会の運営等に要した経費です。

続いて、その下の第2目事務局費の決算額3,174万7,001円は、文書法規事務費、広報活動費、市町村教育行政推進支援事業費等に要した経費です。

渡辺教育人事課長 教育人事課所管分のうち、主なものを説明します。311ページをお開きください。

第1項教育総務費第3目教職員人事費の決算額4億9,205万5,393円のうち、事業別決算額4,198万7,549円小・中学校人事管理費は、小・中学校の病気休暇取得者等に代わる職員の派遣、訴訟に係る弁護士への委託や賠償金に要した経費です。

次の312ページをお開きください。

事業別決算額欄一番上の9,112万1,662円県立学校人事管理費は、県立学校での賃金職員等の配置、教員採用選考試験の実施、県立学校教職員の人事異動事務などに要した経費です。

続いて、下から3番目の2,350万5,445円教員業務サポートスタッフ活用事業費は、教員の事務負担軽減を図るため、事務作業を支援するスクールサポートスタッフ配置に要した経費です。

佐藤教育財務課長 教育財務課所管分のうち、主なものを説明します。320ページをお開きください。

第4項高等学校費第2目全日制高等学校管理費の決算額31億4,800万390円のうち、

事業別決算額欄2番目の22億2,736万8,736円就学支援事業費は、全日制高等学校の授業料に充てるための就学支援金の支給等に要した経費です。

次の321ページを御覧ください。

第4目教育振興費の決算額4億5,357万7,673円のうち、事業別決算額欄の一番下3億1,577万9,775円県立学校ICT教育基盤整備事業費は、教育庁の業務用パソコン及び県立学校の教育用ICT機器の整備等に要した経費です。

次の322ページをお開き願います。

第5目学校建設費の決算額43億254万8,390円のうち、事業別決算額欄一番上26億7,383万9,875円の施設整備費（県立学校施設整備事業費）は、安全・安心で快適な教育環境の確保を図るため、高等学校の大規模改造工事等の実施に要した経費です。

その下の事業別決算額欄14億8,909万3,200円施設整備費（共同実習船建造事業費）は、平成31年4月から香川県との共同運航に使用するため、海洋科学高等学校の大型実習船建造に要した経費です。

阿部福利課長 福利課所管分のうち、主なものを説明します。325ページをお開きください。

第1項教育総務費第2目事務局費の決算額6億531万8,504円のうち、事業別決算額欄一番上の4億6,455万8千円児童手当費は、児童を養育している教職員に対し支給した児童手当などです。

続いて、その下の第6目恩給及退職年金費の決算額7,748万5,331円は、恩給及び退職年金受給者10人、扶助料受給者54人、合わせて64人に支給した恩給などです。

次の326ページをお開きください。

第8項保健体育費第1目保健体育総務費の決算額3,662万8,542円は、県立学校教職員の健康診断に要した経費などです。

簗田学校安全・安心支援課長 学校安全・安心支援課所管分のうち、主なものを説明します。

次の327ページを御覧ください。

第1項教育総務費第4目教育指導費の決算額

3億4,918万3,946円のうち、事業別決算額欄の下から2番目の583万2,900円生徒指導対策費は、不登校、いじめ等の生徒指導上の諸課題について、相談事業や関係機関との会議などの指導体制整備に要した経費です。

次の328ページをお開きください。

第8項保健体育費第1目保健体育総務費の決算額1億1,650万6,333円のうち、事業別決算額欄上から2番目の601万1,732円学校防災教育推進事業費は、学校における実践的な防災教育を推進するため、学校の立地環境など地域の実情に応じた防災教育の研究・実践等に要した経費です。

内海義務教育課長 義務教育課所管分のうち、主なものを説明します。次の329ページを御覧ください。

第1項教育総務費第4目教育指導費の決算額5億7,852万7,812円のうち、事業別決算額欄、上から5番目の461万232円アクティブ・ラーニング美術教育推進事業費は、多様な見方や考え方を認め合える人材、創造力の豊かな人材を育成するため、ものの見方が広がる小学校4年生の時期に、県立美術館で優れた芸術作品を主体的・対話的に鑑賞する機会を提供することに要した経費です。

後藤特別支援教育課長 特別支援教育課所管分のうち、主なものを説明します。次の330ページをお開きください。

事業別決算額欄、上から4番目の655万3,670円特別支援教育費は、障がいのある子どもたち一人一人のニーズに応じた特別支援教育を推進するため、特別支援学校に在籍する医療的なケアが必要な児童生徒に対応する教員や看護師の研修などに要した経費です。

久保田高校教育課長 高校教育課所管分のうち、主なものを説明します。332ページをお開きください。

第1項教育総務費第4目教育指導費の決算額2億4,018万8,268円のうち、事業別決算額欄一番下の決算額1,142万2,980円地域の未来を担う農林水産業人材育成事業費は、未来の農林水産業を支える、経営マイン

ドを持った力強い農林水産系高等学校生徒を育成するため、地域の生産者や企業、大学等と連携し、必要とされている知識や技術の定着を図るための研修等に要した経費です。

石井社会教育課長 社会教育課所管分のうち、主なものを説明します。337ページをお開きください。

第7項社会教育費第4目図書館費の決算額2億6,238万962円のうち、事業別決算額欄一番下の5,506万8,281円資料整備費（県立図書館資料整備費）は、県立図書館の図書購入などに要した経費です。

30年度は新たに1万6,245冊を購入し、蔵書冊数は119万1,767冊となっています。

次の338ページをお開きください。

第6目社会教育施設費の決算額5,532万2,819円は、香々地・九重両青少年の家の管理運営や事業の実施などに要した経費です。永井人権・同和教育課長 人権・同和教育課所管分のうち、主なものを説明します。次の339ページを御覧ください。

第1項教育総務費第4目教育指導費の決算額2,600万4,818円のうち、事業説明欄中ほど上から4番目の市町村人権教育推進事業費240万5,654円は、人権教育指導者等の養成や講師派遣など市町村の人権教育支援に要した経費です。

木下文化課長 文化課所管分のうち、主なものを説明します。341ページをお開きください。

第3目文化財保護費の決算額1億8,889万6,330円のうち、事業別決算額欄上から2番目の1億839万656円記録保存修理費ですが、このうち事業説明欄、下から3番目の大友氏遺跡土地公有化支援事業費3,569万3千円は、大分市が実施している国史跡「大友氏遺跡」の土地公有化事業に対して、補助を行ったものです。

続いて事業別決算額欄一番下の2,767万2,419円、文化財発掘受託事業費は国土交通省や大分県土地開発公社が行う開発工事に伴う、埋蔵文化財発掘調査に要した経費です。

加藤体育保健課長 体育保健課所管分のうち、主なものを説明します。343ページをお開きください。

第8項保健体育費第1目保健体育総務費の決算額4,159万8,361円のうち、事業別決算額欄一番上の3,442万3,698円、学校保健費は、性に関する指導、薬物乱用防止教育の充実及び学校・家庭・地域の関係機関等との連携強化等に要した経費です。

次の344ページをお開きください。

第2目体育振興費の決算額43億4,445万3,835円のうち、次の345ページにある事業別決算額欄一番下の38億9,851万6,813円県立スポーツ施設建設事業費は、本年4月に竣工した県立武道スポーツセンターの本体工事等に要した経費です。

第3目体育施設費の決算額3億8,201万8,044円は、県立体育施設の管理運営や長寿命化改修工事に要した経費です。

元吉委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔・明瞭に答弁願います。

事前通告が5名の委員から出されていますので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

堤委員 おはようございます。

まず、決算事業別説明書の312ページ、小中学校30人学級について。30人学級における学習とか学校生活の態度、結構年数がたっているので評価が出ていると思うんですけども、その導入前と導入後、どのような変化が見られるのか。また、成果を拡充するためにも学年の拡大等も今後検討すべきではないかと、国の動向を見るといって回答じゃなくて、県としてどのようにするかをお伺いします。そのように拡充をすれば、子どもたちに学習面や生活面での影響はどう出てくるのか教えてください。

二つ目、同じページの働き方改革。市町村教育委員会によって、義務制ではタイムレコーダーが導入されたし、長時間勤務の改善は各市町

村教育委員会から報告等は受けているのかどうか。例えば、大分市内の義務制学校での長時間勤務の実態が分かれば教えてください。また、県立学校はICT等々パソコンで管理すると聞いていますけども、その管理はどうか。時間短縮に実際につながっているのかどうか。

3点目には、決算附属調書の37ページ、地域改善対策奨学金貸付事業。さきほど教育長からも措置状況報告でありましたが、約1億700万円が収入未済額として残っています。生活環境部だとかここ教育委員会でも様々な委託事業とか推進事業等を行ってはいすけれども、このような奨学金の返済について、同和団体等と協議しているのかどうか。もし、していなければ、なぜしていないのかを教えてください。

委員長、最後に一つプラスして質問しますの

で。  
最後に、障がい者雇用率について、現状、どうなっているかということをし。ごめんなさい、これ通告してないんですけども、教えてください。

内海義務教育課長 30人学級は、平成16年度から平成20年度にかけて、小1、小2、中1と順次導入しました。導入直後の平成21年と平成30年を比べると、小学校では小1プロブレムの発生率が32.3%であったのが18.1%となり減少しています。中学校では、中学校2年生を対象とし、4月に実施する県学力定着状況調査において、国語の授業が分かるという回答した生徒は、平成21年の75.5%から平成30年は82.8%と増加し、また数学の授業が分かるという回答した生徒も58.4%から66.9%と増加しています。また、同調査では、低学力層の割合も減少しています。

成果を拡充するため学年の拡大を検討すべきではないかという御意見については、30人学級の拡大は国の加配定数の充実が不可欠であり、引き続き国に対して要請をしているところです。

3点目の学年の拡充による学習面や生活面での子どもたちへの影響をどのように考えるかについては、30人学級によるきめ細かな指導により、生活面での安定や学力、体力の向上など

一定の教育的効果が期待できるものと考えています。きめ細かな指導については、現在、学習面では、小学校教科担任制や習熟度別指導の一層の充実を図っており、生活面では、スクールソーシャルワーカー等の専門スタッフとも連携し、学校組織全体で進めることができるよう支援しているところです。

渡辺教育人事課長 私から、2点お答えします。

まず、教職員の働き方改革推進事業についてです。

小中学校の教職員の勤務時間管理については、服務監督権者である各市町村において行うこととされており、一部の市町村を除き、勤務時間を客観的に把握するため、タイムレコーダーなどを導入して勤務時間管理を行っているところです。大分市については、教職員の勤務時間管理をするため、タイムレコーダーを昨年12月に全小中学校に導入している状況です。実態の詳細についてはちょっと分かりません。

それから、県立学校の教職員の勤務時間管理については、昨年8月に全ての県立学校において、教員等を対象にタイムレコーダーを、事務職員などはパソコンの稼働状況により客観的に把握するシステムを導入して1年が経過しています。

そのような中、県立学校においては、タイムレコーダーにより勤務時間を把握している全職種の平均時間外勤務時間の8月実績を前年度と比較すると、全体で約39分減少している状況です。今後も、タイムレコーダーなどの記録データを活用した業務改善の取組を市町村教育委員会にも促し、連携して実効性のある働き方改革を推進したいと考えています。

それから、障がい者雇用率について質問がありました。障がい者雇用率については、現在、労働局に提出し、労働局で今精査をしていて、今後公表する時点で確定するという状況です。昨年、障がい者雇用率の関係で計画を出していますが、拡大に向け努力したいと考えています。

なお、教員採用試験では、昨年は8人を採用する計画を立てていましたが、今回2人合格となりました。今後、不足分については、教育事

務の採用、また非常勤の採用等を行って、計画実施に努めたいと考えています。

永井人権・同和教育課長 地域対策奨学金貸与事業については、県内の対象地区関係者の子弟で、高等学校等に進学する能力を持ちながら、経済的な理由により、進学後、就学が困難な者に対し貸与を行っているものであり、貸与自体は平成16年度に終了しています。本奨学金の返済については、本人が奨学金について知らないケースもあり、人権に配慮して慎重に進めていく必要があります。また、国の要綱には、事業の実施主体は県であると定められており、県の責務として適正に債権回収を進めていきたいと考えているため、運動団体とは協議していません。

堤委員 義務教育をもう少し聞きますね。

確かに30人学級にすることにより、学力とか体力とかが良くなっている。又は、低学力層が減っていると。これは非常にいい前進面が見られますよね。確かにこれは国がするべきです。基本はそこです。けれども、今は大分県独自で先進的に小1、小2、中1をやっているわけですね。となれば、学年をやはり1年でも上げていくという姿勢は必要だと思うんですよ。国の動向を見なくても、県としてやろうと思えばできないことではない。全部をやれと言うわけじゃない。取りあえず1学年ずつでもやれないかを含めて検討されているのかどうか、再度伺います。

それと、働き方改革の関係なんだけれども、これ大分市議会ですらちょっと問題になったんだよね。大分市教育委員会では、月80時間以上勤務している先生がやっぱり実際にいるんですね。タイムカードを入れただけでも、そういう80時間を超えている状況が分かるわけですから、それについては市教委と県教委とどう連携しながら解決するのか。小中学校、高校も一緒です。先生も人間ですから。そういう方々に対してどう指導して、80時間以下に下げっていくかという協議を今後どうするのか再度お聞かせください。

それと、地域改善対策奨学金、これ私の聞き

間違いかも知れませんが、本人が奨学金を知らないという発言をされたんだけど、ちょっとこれ意味が分からない。本人が借りて、当然本人が払う、これ当たり前のことやね。親が借りてるかも知れないんだけど。

それともう一つは、県の責務として債権回収をしようとしているんだけど、実際に生活環境部も教育委員会もいろんな委託事業をやっているじゃない。差別がいまだにあると言いつつ、委託事業をやっているわけ。そういうことをやりながら、こういう問題については同和団体を全く関与させないというのは非常におかしいと私は思うんだけど、そこら辺を再度答えてください。

渡辺教育人事課長 30人学級については、定数に係る部分がありますので、私から2点回答します。

30人学級の拡大について質問がありました。30人学級等の拡大については、多額の財源が必要ということで、これまでもお話をしているところですが、そういった中で30人学級を拡大し、継続して実施していくには、国の配分定数の充実が不可欠だということで、引き続き国に対して要望しながら、拡大について考えていきたいと思っています。

それから、働き方改革の関係で、大分市の状況等も含めて、どのように市と連携していくかというお話がありました。

県では、タイムレコーダーの記録データを県の教育委員会で集約して、実態把握に努めるとともに、管理者による長時間勤務者への個別指導、また、課題がある場合は必要に応じて校務分掌の割り振りを行うなど、学校における働き方改革の推進にあたって、各学校長に指導・助言をしているところです。こういったものを踏まえて、取組を市町村教育委員会にも伝えて、市町村教育委員会と連携して働き方改革を進めたいと考えています。

永井人権・同和教育課長 本人が知らないケースですが、これは、この奨学金を申し込む際に、保護者がその奨学生の名前で申し込むわけですが、この奨学金の性格上、その後の連絡先を保

護者にしてくれということがあり、返還等については保護者が行っていると。奨学生については、この奨学金の性格を本人が知らないケースがあるということです。

次の質問ですが、本奨学金については個人情報の取扱いに十分配慮する必要があることから運動団体とは協議していません。

堤委員 30人学級について多額の経費というのは、確かに全学年ですればかかるよね。1学年、例えば小学校6年生、中学校3年生、1学年でどれぐらいかかると考えているのかが一つ。

それと個人情報の問題で、いろいろ委託事業でも個人情報の問題が出てくるじゃない。それでも委託してるやろ。何でこれだけそういう協議をして、そういう責任を持って同和団体が取扱いをしないのか。大学の奨学金など本人が払っているよね、いろんな意味でね。それを今回、本人が知らないからとか、そんなの理屈にならないですよ。そこら辺をもっときちっと説明するようにして。それだけは、もう1回答弁を求めらる。

渡辺教育人事課長 30人学級の関係、1学年を30人学級にした場合にいくらかかるのかという質問でした。

令和元年度5月1日現在の児童生徒数を基に算出しますと、各学年、小学校で1学年増やすと5億円から6億5千万円の経費がかかることになります。中学校でも、同じく1学年増やせば5億5千万円程度の人件費の増額になります。

永井人権・同和教育課長 なぜ協議をしないのかとのことですが、奨学生や親の氏名とか住所等を提供することになると、本人も奨学金について知らないというケースがさきほど申し上げたように多々あって、人権に配慮するということで慎重に進めていく必要があると考えています。

守永委員 2点お尋ねしたいと思いますが、まず一つは、県立学校ブロック塀等緊急安全対策事業についてです。決算事業別説明書の322ページをはじめとして、各学校施設の関連決算額として計上されていますが、これは大阪北部地震を契機に、県下の学校や道路沿いのブロッ

ク塀の点検等が行われて、撤去や更新が行われたものだと思いますが、322ページの部分を例にあげると、翌年度への繰越しが決算額の2.3倍ほどとなっています。この傾向は、どの施設でも同様なんですけれども、この予算の決定から繰越しに至るまでの間で時間が足りなかったというだけなのか、時間を要する課題があったのか、状況を教えていただきたいと思います。

もう一つが、不登校児童・生徒図書館等活用推進事業についてです。主要な施策の成果268ページに記載されていますけれども、131人の児童生徒が参加していると書かれています。学校数としては何校の取組となっているのでしょうか。また、どのような成果があり、今後広がっていく可能性があるのか、見解をお聞かせください。

ちなみに、活動内容にある活用ハンドブックというのは、ホームページ等で掲載されているのかどうか教えてください。

佐藤教育財務課長 県立学校ブロック塀等緊急安全対策事業についてお答えします。

この事業は、平成30年第3回定例県議会での補正予算成立を受けて設計に着手しましたが、学校のブロック塀は境界に設置されているものが多く、隣地住民や道路管理者との協議に時間がかかり、設計に約2か月の期間を要し、12月に完了したところです。また、ブロック塀の撤去及びフェンス設置に係る工事についても、隣地住民等とのさらなる調整や全国的なフェンス需要の増大による資材の納入遅れなどから、予定していた工期を延長せざるを得ない事態が生じたことに加え、14件の工事のうち大分、別府、中津、日田、宇佐・高田地域の5件の工事が入札不調となり、工事着手が遅れたことも重なって繰越しが多くなったものです。

なお、入札不調となった大分、別府、宇佐・高田地域は3月末に契約ができ、現在は工事が完了しています。また、日田、中津地域は、再入札も不調となり、日田地域は5月末に契約、11月中旬に完了予定。中津地域は6月中旬に契約、10月末に完了予定となっています。

石井社会教育課長 不登校児童生徒図書館等活

用推進事業のうち、中ほどの2事業内容の②公立図書館活用支援事業については、この事業は不登校などの問題を抱え、フリースクールや教育支援センターに通う児童生徒を対象に、県立図書館職員や県教育センター指導主事の支援の下、市町村の公立図書館で調べ学習や読み聞かせ体験、司書体験などを通じて、子どもたちに自己有用感や社会性などを育むことを目的としています。

131名の学校数の内訳ということですが、フリースクール、教育支援センターに通う子どもたちであり、学校数の内訳としては、大分市など12市町の小学校23校、中学校54校、計77校の生徒たちです。

成果、効果についてですが、平成30年の追跡調査の結果、約73%の児童生徒が部分登校や完全登校につながったということが報告されています。

本事業終了後の今年度も、13市町の市町立図書館において同様の取組が実施されています。今後も、要請があれば図書館職員や教育支援センター指導主事を派遣して支援を行いたいと考えています。

また、平成28年度に作成した不登校対策支援図書館活用ハンドブックは、小中高特別支援学校や市町村教育委員会の学校教育、社会教育担当課、市町村の教育支援センター等に配付しています。ホームページ等の掲載についてですが、当初、ホームページに掲載して周知を図っていましたが、ホームページのリニューアルに伴って落ちていたことから、再度ホームページに掲載し、周知を図っていきたいと思います。

守永委員 ブロック塀の問題については、なかなか隣地との調整が付かないとこのことで時間がかかったということでしたが、ちなみに調整が付くまで何も手付かずだったのか、安全対策の観点から撤去だけは先にしたとか、そういうことがあるのか。公的事業の性格からすると、協議が進まないとか撤去そのものできないこともあったんだと思うんですが、その間の安全面での配慮をどうされたのか教えてください。

不登校の児童生徒の図書館活用については、とにかく学校に近づくことが登校につながるという観点では、いろんなところで取組されていますので、有効活用できる手法として、今後も積極的に皆さんに周知できればと思います。

あと、フリースクールを運営している方々としても、児童を戻すという目的を遂行するための手段であれば、いろんな支援に手が出せると思うので、そういった手法をぜひ協議で進めていただきたいと思っています。

ブロック塀のところだけ、再度お願いします。佐藤教育財務課長 まず、地元住民との協議ですが、やはり住民ときちんと協議が整うまでは工事にかかれぬ。それは、もう原則ですので、きちんとして協議しました。その間の安全対策としては、昨年事故が発生してすぐに調査して、それ以降、危険だと判断されたものについては、ブロック塀に虎縄を張り、また立て看板を立て、必要であればコーンを立てたりして、そこに近づかないように周知を図ってきたところです。

元吉委員長 いいですか。（「はい」と言う者あり）

高橋委員 私からは、2点についてお尋ねしたいと思います。

事業別説明書の343ページ、主要な施策の成果でいくと260ページにある児童・生徒の歯と口の健康促進事業費についてです。フッ化物洗口を2年間実施していますが、この実施にあたっては、教職員、それから保護者に対する説明会を実施していると思うんですが、これが毎回きちんとして行われているのかどうか。市教委によってはだんだん慣れてくる中で、説明会が非常に形骸化しているところもあると聞いているので、そこら辺のチェックはどうなっているかと。

また、子どもが受ける、受けないを保護者が判断するための材料として、フッ化物洗口のメリット、デメリットについて公平・公正な説明がなされているかどうかという点について。

それから、これは確認ですが、受ける、受けないの判断は保護者と子どもがするというので良いのかどうかということ。

もう一つは、同じく事業別説明書の328ページ、主要な施策の成果の267ページにある子どもの命を守る学校防災強化事業費についてですが、近年、それこそこの前来た台風第19号のように非常に大きな大型台風、それから集中豪雨のような自然災害が増加しています。学校の防災教育、火事が起これば火災についての避難訓練、不審者が現れれば不審者に対する避難訓練、そして地震であれば、地震の避難訓練というように、何かあればそれに対する避難訓練と、ずっとやってきているわけですが、こういう台風とか大雨に対する防災教育というのは今どうなっているのかという点。

また、それを踏まえて取組の課題、この先どうやっていくのか、取組の見通し等があれば教えてください。

加藤体育保健課長 フッ化物洗口の実施にあたっては、大分県歯と口腔の健康づくり推進条例の趣旨に基づき、市町村教育委員会や学校歯科医等と連携し、新たに導入する学校の保護者や既に導入している学校の新入生の保護者を対象に、参加しやすい日時を設定して、質疑応答の時間を設けながら説明を行っています。

さきほど質問のあった、説明が形骸化している例があるということですが、市町村教育委員会等と、常に連携して説明会にあたっています。形骸化しないように、今後も引き続き連携を図りたいと考えています。

説明会においては、将来にわたる虫歯予防の効果のメリットだけではなく、ほかの食べ物や食品と同様に、万が一、誤って一度に多量に摂取した場合は、腹痛や嘔吐などの症状が現れる可能性などのデメリットについても、しっかり説明しています。また、説明会に参加できない保護者に対しても、後日、資料を配付するなどの対応も行っています。各学校においては、説明会の後に保護者から同意書の提出があった児童生徒に対してのみ、フッ化物洗口を実施しているという点です。

今後も、歯磨き指導、食に関する指導、フッ化物の活用の三本柱による虫歯予防を進めてい

くとともに、安全・安心なフッ化物洗口と小中学校全学年の導入に向け、市町村や歯科医師、薬剤師等と連携した取組を丁寧に行いたいと考えています。

簗田学校安全・安心支援課長 防災教育にどう取り組んでいるか、また今後の見通しについてということで、あわせてお答えします。

児童生徒が災害時に適切な意思決定や行動選択ができるよう、実践的な防災教育を推進しているところです。具体的には、防災教育推進教員である防災教育コーディネーターを中心に計画を立て、社会科や理科、保健体育科などの教科や特別活動などの学習を通じて防災や減災に必要な知識を養っているところです。また、外部の専門家の協力を得ながら、抜き打ちや、停電などのリアルな場面を想定した実践的な防災訓練にも取り組んでいます。

児童生徒が自ら危険を予測して回避できる能力を身に付けられるよう、地域の災害リスクを調べて防災マップを作成したり、台風などのいわゆる進行型災害に有効とされる、段階を追った防災行動計画を活用した授業を多くの学校で実施するなど、主体的、体験的な学習を通じ、より実践的な防災教育を推進します。

高橋委員 最近は何も聞かないと言いますか、実はちょこちょこあるようですけれども。かつてはフッ化物洗口に関わる事故ですね、異物の発生、混入、それからフッ化物洗口には斑状歯の問題ですね。そういうものについて、これまでにこういう事故も起こりました、こういうこともありましたよということも含めて、メリット、デメリットを説明しているのかどうか。それを1点お尋ねしたいと思います。

また、薄めると言っても、これは結局は薬です。したがって、薬を扱っているという意識を、扱っている学校現場の人間、教育委員会が果たしてどの程度持っているか、そこら辺のチェックはどうなっているかということをお聞きします。

それから防災教育とは違うんですけども、管理職の家が遠いために、学校で何かあったときに、子どもだけがいて、管理職が間に合わな

かったという事例があったと聞いています。子どもだけで学校にいたと。そういう連絡、連携というのは県教委に入っているのかどうか、二つお願いします。

**加藤体育保健課長** これまで異物混入事案というのは、平成27年に1件、そして29年に5件、そして本年度現在では3件発生しています。中には、カビであるとか鉄さびであるとか、そういう混入事案、若しくは糸くず等の混入事案が発生しているという状況です。この事案については、丁寧に説明をしていくように努めていますし、県として万全の対策を講じているということを説明しています。

次に、薬を扱っているという意識については、各学校の教職員に対しても、フッ化物洗口の研修会を深く丁寧に実施している段階です。薬を扱っている意識については、徹底して教職員の意識を高めたいと考えています。

**簗田学校安全・安心支援課長** 2点目の災害時に管理職が遠くて子どもだけが集まっていたと、そういう事例を把握しているかということですが、県教育委員会ではそういった事例は把握していません。

**高橋委員** フッ化物洗口については、やはり薄めたと言っても、薬を扱っているわけですから、私はこれは医療行為だと思っています。当然のことながら、医療行為は教育活動ではないので、今後、教職員の働き方改革等を見直す中で、これが本当に教育活動でないとすれば、大きな見直しの対象になっていくのではないかと思います。そこら辺も一つ御検討いただきたいと思います。

また、防災教育については、教職員広域人事の中で、学校に何かあったとき、子どもたちだけが残るということも当然考えられるわけで、防災教育を進めるときは、どんなことが起こるか、あらゆることを想定しながらやっていかなければいけないと思いますので、人事と防災教育はちょっと違いますけれども、今後そういうところも配慮して考えていただきたいと思います。これは要望です。

**加藤体育保健課長** 今の御指摘に対して、学校

におけるフッ化物洗口については、学校保健安全計画に位置付け、学校における保健管理の一環である健康診断の事後措置として実施しています。したがって、各市町村と学校が連携して、実施時間帯や方法を十分協議して今後も取組を進めていきたい考えているところです。

**元吉委員長** 4番目に通告のあった成迫委員が遅れていますので、次の順位の委員を指名します。

**原田委員** 私は、事業別説明書の323ページの第三次特別支援教育推進計画に関して質問したいと思います。

現在、盲学校、聾学校の工事が進められていますけど、これ以降の事業の着工予定等がいまだに明らかになっていないことに、関係する学校関係者、児童生徒、保護者は不安を感じています。現在の進捗状況をお聞きするとともに、これからの見通しを明らかにすべきではないかと思っておりますので、答弁をお願いします。

またこれまで、取り分け大分市内の学校で、児童生徒の増加に伴い様々な問題が起きていると聞いています。具体的には、大分支援学校でスクールバスに乗れない子がいる。また、給食等で調理が本当に大変になっている、支障が出ていると聞いていますが、現状と対策についてお聞きします。

**後藤特別支援教育課長** それでは、第三次特別支援教育推進計画についてお答えします。

第三次大分県特別支援教育推進計画では、現在の聾学校の敷地内に一般就労を目指す生徒の職業教育の充実のための本県初の高等特別支援学校、それから喫緊の課題である大分市内の教室不足解消のために、知的障がい特別支援学校を新設し、また盲学校と聾学校同一敷地内に設置する計画としています。本年度は、盲学校の敷地内に新設する盲学校及び聾学校の共用寄宿舎の工事に着工するとともに、聾学校の校舎、それから高等特別支援学校の校舎の実施設計に着手をしています。

また、安全・安心な給食を提供するための環境整備として、中津支援学校において自校式給食の施設整備に着手したところです。

今後の見通しとしては、別府地区の特別支援学校については、大分地区の再編整備の進捗状況等を踏まえつつ、教育課程の編成に向けた準備など、子どもたちの障がいの状態に応じた教育の充実とか、十分な広さのある運動場や体育館の整備等の観点から検討を進めていく予定です。

**佐藤教育財務課長** 大分支援学校におけるスクールバスと給食についてお答えします。

まず、スクールバスですが、大分支援学校はスクールバスを2台保有しています。佐賀関方面と戸次方面の2台保有していますが、佐賀関方面は定員38に対して希望者が38名。戸次方面が、定員35に対して希望者が39名と4名オーバーしていました。そこで、1学期が始まる前に学校がタクシー会社と契約して、オーバーする4名を送迎するよう対応しています。その後、4名の生徒が自力通学可能となったことから、今のところ通学に支障はありませんが、もし自力通学となった子どもたちの通学に困難が生じた場合には、タクシーを活用することとしています。

なお、スクールバスでは児童生徒の安全を確保するために、シートベルトを締めて着席するよう指導しているところですが、大分支援学校のスクールバスには補助席にシートベルトが装備されていないことから、対応を協議していました。その中で、座席の改装に3か月、バスの改造——新しいシートベルトを作って、一度、今あるバスの座席を全部外して、床を張り替えて新しい座席を入れると、その改造に1か月と長期間を要すること、また4名が自力通学可能となったことから、シートベルトの装備は見送ったところです。今後も、定員オーバーの事態が生じる場合は、学校現場と連絡を取りながら対策を進めます。

給食については、学校において作業手順や献立を工夫しながら調理を行っていると聞いています。今後、支障が生じるようであれば、厨房機器の更新等について学校と協議します。

**原田委員** 大分支援学校については、ぜひこれからも注視していただきたいと思います。

第三次特別支援教育推進計画ですけど、これが去年の2月に出されたときに、やっぱり一番驚いたのは、これを令和4年、2022年までの5年間でやるんだ。今、盲学校、聾学校をやっていますが、この後、別府支援学校の再編、南石垣の建て替えの問題、さらには大分の知的支援学校の新設、高等特別支援学校の新設がありますよね。あと3年半で、これは無理でしょう。いかがですか。

**後藤特別支援教育課長** 計画については、5年間を案として示しているのですが、進捗状況に応じて、また変更が生じる可能性もあると受け取っていただければと思っています。

**原田委員** よく分かります。私が言っているのは、5年以内にやれという意味じゃないんですよ。やっぱり、もっと子どものことを考えながら、いろんなことを考えながら計画を進めていってほしいということで、5年間でやれという意味じゃなくて。

また、もっと言えば、校舎の建て替え等がありますから、予算獲得がやっぱり大変だと思っています。そういう意味で言うと、来年、中間評価、中間見直しをすると明記されていました。教育長にぜひお聞きしたいんですけど、この中でこれからのスケジュール的なもの、今、後藤特別支援教育課長は、大分をやった後と言ったけど、別府の子どもたちや保護者は、いつになるのかということをやったり心配しているわけです。もっと言うと、入学するとき、この学校で卒業できるのかということまで考えているわけですよね。そういった意味で言うと、来年の中間見直しのときに、全体的なスケジュールの見直しも含めて、もっと具体的に明記すべきじゃないかと思いますが、教育長いかがでしょうか。

**工藤教育長** いろいろと御心配をいただき、ありがとうございます。この5年間で、きっちり全部やっていきますという計画を課長から説明しましたが、できますという話をその時点でお約束したというよりも、今の状況は一つ一つステップを踏みながら、きちんと整備をしていくのが、この5年間の計画なんだと御理解いただ

きたいと思います。

計画が出れば、次はいつやるんだろうというお気持ちになるのは、当然の話ですけども、さきほどのブロック塀の話もありましたけれども、今の状況を見ると、計画を立てたときから非常に諸物価の高騰、人手不足等々があります。これを何とかやり繰りしながら、できるだけ計画の中でやっていけるようにと、いろいろ考えているので、この時点でこうやりますと決めたからと言っても、また次の対応、計画変更という状況になるかもしれません。この5年間の中でできる枠組みはこういうものだということを示していると御理解いただきたい。

だから、大分市で今、大変いろいろやっていますが、そこに一定のめどを付けてから、次は別府をきちんとやっていくことで構えていることを御理解いただきたいと思います。

**元吉委員長** いいですか。（「はい」と言う者あり）通告のあった委員の質疑は終わりましたが、通告していない委員で質疑はありませんか。

**羽野委員** 私から2点質問します。

まず、地域スポーツ活性化事業についてです。主要な施策の成果277ページ、2事業内容の③の中に商業施設等におけるスポーツ体験イベント等の実施とあり、30年度は3回実施されていますが、具体的な内容、実施場所とかスポーツの種類、参加者数等、もう少し詳細な内容説明をお願いしたいと思います。

それから、国体についてですが、さきほど教育長から目標千点には至らなかったとの報告がありましたけれども、中止された競技もあり、状況としては千点超えも可能であったと聞きましたが、30年度の取組成果と言えらると思うんですが、伸びた競技の状況とか今後の課題が分かれば教えていただきたいと思います。

**加藤体育保健課長** 地域スポーツ活性化推進事業については、日常的なスポーツの場づくり等を行うことで、県民のスポーツ実施率の向上を図り、体力向上や健康の保持・増進につなげることを目的としています。中でも、商業施設等におけるスポーツ体験イベントについては、スポーツ実施率の低い働く世代、そして子育て世

代を対象として、別府市のトキハ別府店、佐伯市のトキハインダストリー、大分市のパークプレイス、この3か所で実施しました。内容については、参加者が個々の健康状態や課題を把握して、運動の必要性を意識するために、握力、長座体前屈、血管年齢等などの測定と、体を動かすことの楽しさを体感し、スポーツへの意欲を高めるためのフライングディスクや卓球、バレー等の軽スポーツ体験を総合型地域スポーツクラブ等と連携して実施しました。

各会場における参加者は、別府市が約100名、佐伯市が約200名、そして大分市が約800名でした。参加者からは、運動の楽しさに触れることができた等々の声が聞かれたところです。本年度からは、実施主体を各総合型クラブとすることで、県内全域で同様の体験ができるように現在取り組んでいるところです。

続いて、国体についてです。

さきほど教育長が説明したとおり、昨年度の福井国体においては21位、974.5点。そして今回の茨城国体では、天皇杯順位第23位、921.5点です。点数的には千点には70点ほど届かなかったということですが、さきほど説明があったとおり、中止となった競技がありました。台風の影響で非常に風が強いとのことで、ボート競技が中止となりました。高得点獲得が大いに期待できたボート競技の成年種別でしたが、中止になり残念ながら届かなかったということです。

また、残念ながら活躍が期待された競技の敗退もありましたが、逆に思わぬ、我々の予想以上に活躍してくれた競技もいくつかありました。そのような中で、何とか全国第23位という結果を残せたという状況です。

これまでの取組の成果については、高得点が獲得できる団体競技の強化に重点的に取り組み、団体競技の得点の獲得競技数、そして得点数共に昨年度を超えている状況です。引き続き、重点的な強化に取り組み、来年の鹿児島国体では1千点を目指して頑張っていきたいと考えているところです。

**羽野委員** スポーツ人口の拡大というのは、将

来的にも健康寿命日本一につながるものだと思います。若い頃からいろいろスポーツをして、年を取ってからの健康を保つ貯金にもなるかと思っていますので、引き続き強化、継続を頑張っていたきたいと思います。

大友委員 私から、通告していなくて申し訳ないですけれども、三つの事業について教えていただきたいと思います。

主要な施策の成果の269ページ、地域の高校活性化支援事業についてです。

これは、私、一般質問でも触れたので、ちょっと確認なんですけれども、総欠員数198人から132人に減少したということで、一定の成果があったのかなと思っています。特に事業の成果の中で、日田三隈高校において成果が出たと書いていますが、この日田三隈が行った事業を教えていただきたいのと、あと成果の要因をどのように見ているのかを教えてください。

そして、日田三隈は今年度から確か20人減になっていると思うんですけれども、成果が出ているのに定員が減ると。これ、中学の卒業生の定員減が原因だと思うんですけれども、その辺も踏まえて教えていただきたいと思います。

二つ目が、次の270ページ、部活動地域人材活用事業についてです。

これは、外部指導者を入れているということで、活動名及び活動内容について、②の部分で、研修を充実・徹底をしているということですが、どの程度の研修を経て配置をされているのかをお聞きします。

そしてまた、安全管理とか体罰についてのチェック機能があるのか。そしてまた、指導力の向上を研修でやっていると思うんですけれども、指導の評価をする体制があるのかをお聞きします。

そして三つ目が275ページ、日本遺産認定推進事業です。

これは、三つの地域で認定をされていて九州最多ということなんですけれども、文化財の整備が大変進んでいるということです。私の地元、中津市でも、やばけい遊覧ということで認定を受けていますが、ちょっと効果が見えにくい部分

もあるかと思います。そこで、今後の課題の中で、認定自治体に対する継続的支援、あと活用とありますが、具体的にどのような支援、活用を行っていくのかをお聞きします。

久保田高校教育課長 地域の高校活性化支援事業についてです。

この活性化支援事業については、さきほども申し上げましたように、16校を採択し、各学校でそれぞれ独自の取組を行っています。学校の魅力化・特色化プロジェクトということで、地域の人材を活用した問題解決型のもの、あるいは地域の特産物等を活用した商品開発と話をしましたが、日田三隈高校については、いろいろな学習をする総合学科の特色をいかして、それぞれの学習の成果を結びつけて商品開発し、三隈の商品を地域で販売活動をする。販売活動をする中で、地域と連携したいろいろな取組をさらに広げていくことをやっていました。

また、そういった成果があったのにと話ですが、定員について35人学級を導入した経緯ですけれども、これは正に今御指摘があったように、地域の生徒数が大きく減る中で、この判断をしたということです。

加藤体育保健課長 それでは、外部指導者の件についてお答えします。

まず、研修については、外部指導者を対象として、安全管理や体罰防止を含む指導力向上研修を実施しています。昨年度は1回、本年度は2回、実施をする予定です。

そういう中で、外部指導者の指導状況のチェック機能及びその評価については、部活動は学校長がリーダーシップを執り、部活動の振興に対して学校全体で取り組むこととしています。したがって、外部指導者の評価並びにチェックについても、校長がリーダーシップを執って、その状況を的確に把握し、指導すべき事項があれば指導していく体制としています。

木下文化課長 日本遺産の活用について質問をいただきました。

今年度から始める大分県文化財保存活用大綱の作成の中で、日本遺産も文化財の大切さ、保存活用ということで、地域と連携して、まず日

本遺産、文化財をしっかりと知っていただくことから始めていくことを考えています。

また、来年度には日本遺産周遊ツアーを中津あるいは玖珠の方向で計画しています。また、日本遺産等子どもガイドということで、文化財愛護少年団と、各地にある文化財を地域の子どもたちと一緒に盛り上げていくことを考えていて、11月に全県下のガイドの子どもたちを集めて、愛護少年団と一緒に文化財についての学習と交流会を行う予定としています。

大友委員 よく分かりました。

その中で、部活動地域人材活用事業については、部活動はあくまで教育の一環ですので、校長を中心にしっかりと教育として行える部活動にしていきたいと思っています。

そして日本遺産ですけれども、周遊ツアー等をやっていくとのことでしたが、やはりこれから先は、しっかりと各自治体の中で日本遺産に対する取組をやっていくべきだと思っていますけれども、県下で三つ日本遺産が認定されているので、県でできることは三つの日本遺産の連携だと思っています。しっかりと文化財をブラッシュアップしていく中で、大分県内の日本遺産のつながりをしっかりと持って、いろんな活用をしていただきたいとお願ひします。ありがとうございます。

太田委員 事業別説明書の341ページ、文化財保護費の中段にある特別天然記念物カモシカ特別調査事業費ということで、この成果がちょっと分からないんですが、単年度事業なのか、この調査に基づいて今年度も何か事業が行われているのか、その辺りの詳しい説明をお願いします。

木下文化課長 カモシカの調査についてお答えします。

本事業は2年間の事業です。現在、特別調査が2年間入っていて、今年度、カモシカ調査の取りまとめの年となっています。今年度は、各カモシカの生態の調査、あるいはカメラを設置して、どういう生態があるのか、どういう地域に繁殖しているのかを調査して、今年度報告書をまとめ上げる計画になっています。

太田委員 現実に、日本カモシカが県内にいるという結果が出たんでしょうか、それと動態調査みたいなものが記録として取れたのでしょうか。その辺をお伺ひしたいんですが。

木下文化課長 現在、調査をまとめているところです。調査としては、糞塊調査——糞がどれくらいあるかとか、DNA鑑定などをして、今、大分県、宮崎県、熊本県の3県にまたがる調査をしているところです。詳細については、今後の調査結果を待ちたいと思っています。最近では目撃されたという話もありますけれども、その調査結果もしっかり見た上で報告したいと思っています。

太田委員 2年間というのは、平成30年度と令和元年度の事業ということですか。それとも、平成29年、30年ということなのか、その確認をお願いします。

木下文化課長 昨年度と今年度で、今年度に調査報告書をまとめるという計画です。

吉村委員 通告をしていませんが、よろしくお願ひします。

まず、主要な施策の成果の262ページの体力アップおおい推進事業の中の活動指標、指導者の派遣数が29年度は26名、そして30年度は16名と減少していますが、この減少について理由があれば教えてください。また、実際に派遣された方が学校現場で授業をすると思いますが、授業をする中で何か課題があれば、ぜひお聞かせください。

次に、264ページ、265ページのいじめの関係についてです。これに関しては、私も箕田学校安全・安心支援課長としてしっかりと連携を取って、様々丁寧に御対応をいただいています。また、職員の方にも非常に親切に御対応いただいています。ありがとうございます。

その上で、まず264ページのいじめ・不登校等未然防止対策事業の学校問題対応スキルアップ研修会について、詳しい内容を伺います。

さらに、265ページの、いじめ・不登校等解決支援事業で、いじめ対策連絡協議会というのがあると思いますが、この内容を伺います。

加藤体育保健課長 指導者の派遣数についてお

答えします。

262ページ中ほどに、事業内容の①にあります。武道及びダンス授業の指導充実及び教員の資質向上、この観点で指導者を派遣しました。武道そしてダンスを専門的に指導できる地域人材を活用した指導者の派遣です。

29年度は76.5%で30年度が47.1%と減っているんですが、29年度は複数の方々をお願いして実施をしていたんですが、30年度は一人の方を複数地域に派遣して対応いただいたことにより、人数が減ったように見えています。学校の保健体育の教諭と地域人材の武道及びダンスを専門的に指導ができる方が連携した体育の授業推進に取り組んでいて、連携により保健体育の教諭に対しても指導力の向上が図れました。子どもたちにも武道そしてダンスの特性に触れる体育の授業ができたとの意見を聞いているところです。

簗田学校安全・安心支援課長 2点についてお答えします。

まず、学校問題スキルアップ研修です。これは、毎年度約400名の教職員を対象としています。今、全ての学校に配置している教育相談コーディネーター、あるいは生徒主任、実務者を対象に行っています。鳴門教育大学の先生をお迎えして、特にいじめにおいては、いかに認知をするかが一番大事です。深刻化、あるいは長期化しないように、いかに学校内でどのようにいじめを認知していくか、学校の対応能力を上げていくかを中心に、研修を毎年8月に実施しています。

もう1点のいじめ対策連絡協議会です。いじめ事案、特に重大な事案については、教育委員会だけで完結することがなかなか難しいので、福祉、警察、医療等の関係機関と年間3回の連絡協議会を行っています。うち1回は、各地域での連絡協議会ということで、いろんな情報共有を図り、どういった相談対応をしているかなどの情報共有を図って、いじめの防止につなげるということで、毎年度、年3回の協議会を行っています。

吉村委員 まず、体力アップの指導者派遣に関

しては、非常によく分かりました。ありがとうございます。私も体育の教員を5年ほど務めていたのでよく分かるんですが、特に武道、ダンスというのは、日頃生活をしていても、なかなか触れ合う機会のない種目です。やはり専門的にやられた方と、ただ免許を取る際に授業を受けた方とでは、やはり安全性も専門性も全く違ってくる部分があると思います。ぜひ、うまく活用しながら進めていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

また、いじめについてですが、こちらもありがとうございます。質問したのは、先日から様々に相談している件も含めてなんですが、学校現場においていじめが発生した際に、当然学校からも報告が上がってくると思いますが、その報告は校長先生からだけ上がってくるのでしょうか。若しくは、現場の先生方からも報告を上げられるような体制があるのか。校長先生の目を必ず通るのか、通らずとも直接教育委員会に上がってくるのか。あわせて、よろしくをお願いします。

簗田学校安全・安心支援課長 まず、報告書は、いじめがあるとき、それと疑われる場合に報告書が上がってきます。校長からか、教員からもかという点ですが、一番大切なことは、校内で組織的にいじめに対応することです。各学校では、いじめの有無に関わらず、情報共有のためのいじめ対策委員会を定期的にやっています。校内で組織共有を図り、学校としてそういう事案があったときには、教育委員会に上がってくることになっています。

吉村委員 最後、要望になりますが、実は昨日、保護者の方から電話をいただきました。様々、当然教育委員会の方は丁寧に対応してくださいまして、また、本当に保護者の御意見も重々聞き入れてくださって、一生懸命対応してくださっているのは十分理解しています。

その上で、教育委員会の皆さんの指導、またそういった要望に対して、学校現場が本当に十分に動いているのか疑問を感じています。今回の事案では、何としても校長先生と話がしたいんだと、校長先生を直接出してほしいんだとい

う要望があるにも関わらず、また教育委員会の方がそれを伝えているにも関わらず、その学校長は一度も出てこない。私が声をかけて、やっと一度出てきたという状況があって、いじめそのものは、警察に報告をしたことによって解決に向かいつつあるようですが、学校に対する不信感が非常に募っていると伺っています。組織として対応しているのであればこそ、そういった学校の中でのやり取りと申しますか、教育委員会の皆さんが指導してくださった内容がしっかりと伝わるように、ぜひ工夫をして、また指導いただければと思っていますので、よろしくお願ひします。ありがとうございます。

志村委員 主要な施策の成果168ページ、これは商工労働部関係の事業なんですけど、その中におおいた学生県内就職応援事業というのがあります。その真ん中ほどに、おおいた学生登録制度の登録率が書いています。30年度は75%に対して79.6%、29年度が60.5%と、何と2割伸びているんですね。これは、県内就職に特化しているようですが、卒業した学生が、やっぱり郷土愛とか、あるいは母校への愛とか、後輩に対する指導とか、そういう関係をずっと保っていくことを含めても、大変大事な制度だと思っています。

最近、東京の大分県学生寮のOBを中心にNPO法人を作って、学生のUターンのためのシンポジウムをしたり、大変な活躍をされていますが、そういう意味で2割伸びたことは大変素晴らしいことですが、学校がどのようにこの事業に関わっているのかをお聞きします。

それから、説明書の329ページですね、小学校英語教育推進事業。これの中身についてと、ちょっと私なりに心配していることをお尋ねしたいんですが。

今年、文教警察委員会の県内調査で私の母校の中学校に来たので、私も地元議員として出席しました。習熟度別の英語の授業をやっている、それを見ましたけれども、生徒も先生も、習熟度の高いコースなんですけど、やっぱり我々が数十年前に習ったアイアムアボーイの、ジャパニーズイングリッシュなんです。びっくりしま

した。我々は単語を覚えたり、単語で会話するだけで、ちっとも通用しないものを6年間勉強——自分が勉強しなかったこともあるでしょうが、要は会話ができる英語、英会話ができることですね、それがやっぱりこれからの国際社会に大事じゃないかなと思うんですが。

ここで128万円の予算に対して、まだ98万円、4分の3しか使われていませんが、今はまだ小学校に英語専門の先生はいないはずなんです。だから、これからそういう方々を入れると聞いていますが、小学校の先生にそれを教えることによって、その小学校の先生が英語の発音とかを指導することまでできるような授業をここでやろうとしているのか。小学生が大事なときだと思うので、スタート時期にどういう教育をしているのか、お尋ねします。

久保田高校教育課長 おおいた学生登録制度についてですが、県立学校においては、就職のみならず、県外に進学する子どもたちがたくさんいます。この子どもたちの進学先は全国にたくさんありますので、情報をしっかり提供していくことは大変重要だと認識しています。実際に高校の現場においては、高校3年生を中心に、この登録制度についてしっかり夏の進路説明会等で説明しています。中身についても、どのような情報が提供されているのかをパンフレットとともに、学校によっては実際のホームページ等も見せて、中身を伝えています。

保護者にもこれを周知した上で、子どもたちが県としっかりつながっていくことを推進しています。そういったことで、大きく今登録率が伸びています。100%を目指して、しっかり取り組みたいと思っています。

内海義務教育課長 小学校英語教育推進事業についてです。

来年度から、小学校5・6年生において英語が教科化されることもあり、小学校の教員に対する研修の充実を図っています。平成26年から30年の5年間に、中央研修に17名を派遣し、まず英語教育の推進リーダーを育てました。さらに、平成27年度から推進リーダーが中心となって研修を行って、現在のところ小学校1

校につき1名以上となる357名の推進教員を育成しています。小学校に限らず、中学校もそうですが、授業については、英語によるやり取りをしながら英語の力を育てていく授業改善を求めています。

**志村委員** 私が申し上げているのは、本当の英語、日本語英語じゃない英語の授業ができるのかどうかなんですよね。教員の方々だけでなく、民間と一緒にするとか、いろんな方法があると思うんです。APUもありますし、今、大分県内にアメリカ国籍の人が約280名いるんです。イギリスは50名、カナダも約50名が大分県内にいらっしゃるわけですが、総合的な学習の時間なども含めて、そういう民間の方と、本当にきれいで流ちょうな英語をしゃべれる人と関わった方が、子どもたちの中に入りやすいんじゃないかと私は思うんです。ですから、その指導の仕方をぜひ来年度から研究して、成果が上がるようにしてほしいと思っていますが、本物の英語を教えたいという気持ちがあるか伺います。

**内海義務教育課長** まず、各小中学校においては、各市町村で雇用しているALTをもう少し有効活用できるように、授業に取り込んでいけるように、ALTの支援も借りながら、言語活動を構築していくような指導方法を考えています。

**元吉委員長** いいですか。（「はい」と言う者あり）時間の余裕が余りないんですが、ほかにありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

**元吉委員長** 事前通告が1名の委員外議員から出されていますので、事前通告のあった委員外議員の質疑を行います。

**猿渡委員外議員** お疲れさまです。

まず1点目は、決算事業別説明書の314ページから315ページに教職員の給与費があります。これについてです。小学校、中学校、高校それぞれの給与費の内訳について教えていただきたいと思っています。正規、非正規の人数、給与の額、ボーナスや交通費、また健康保険などの待遇の状況がどのようになっているか説明を

お願いします。

そして、会計年度任用職員制度が始まりますけれども、その導入後はどのように変わるのか、具体的な説明をお願いしたいと思います。

二つ目は、主要な施策の成果の252ページ、特別支援学校ICT活用支援事業、あわせて事業別説明書の321ページに、県立学校ICT教育基盤整備事業費があります。これについては、ICTの教育への活用はメリットもたくさんあると思いますし、この説明書の中にも成果として記載されています。その点はよく理解できるんですけども、メリットがある一方でデメリット、心配な点もあるかと思っています。使い過ぎが視力の低下や知能や言語能力の低下などにも結びついたり、子どもたちの社会性、感受性の低下などにも結びつく場合があるという指摘もされています。

特に、大人よりも子どもたちへの影響が気になるところです。タブレット、電子機器が、今家庭でも多く普及していますが、詳しいメカニズムは分かっていないんですけども、電磁波ががんや小児性の白血病などのリスクを高めるということが、WHOなどからも指摘されています。また、ゲームの依存症などになってしまったり、そういうことも大きな問題となっている中で、マイナスの影響、こういうリスクに対してしっかり対応したり、配慮しながらの活用が大事ではないかと思いますが、その点どのようにされているのか。7月議会で、全ての高校への電子黒板やタブレットの配置も決まったので、それらへの配慮の仕方などについても教えてください。

**委員長**、もう一つ追加で質問したいんですけども、よろしいですか。

**元吉委員長** はい、いいです。

**猿渡委員外議員** 三つ目として、事業別説明書の312ページ。さきほど質疑のあった30人学級の問題なんですけれども、さきほどの答弁で、1学年30人学級を拡大したら小学生で5億円から6億円、中学生で5億5千万円程度という説明がありました。この決算事業別説明書の312ページには、小学校1年生、2年生の

決算額として1億4,400万円余り、中学1年生で1億1,200万円余りという数字になっています。この数字の違いについて教えてください。312ページに記載されているものが全てを含んでいないという意味なのか、教えてください。

渡辺教育人事課長 2点質問がありました。

まず1点目、教職員の給与費についてです。決算事業別説明書314ページの内訳をお答えします。

小学校については、4,566人のうち正規職員が4,034人、臨時職員が532人となっています。中学校については、2,595人のうち正規職員が2,276人、臨時職員が319人。そして高等学校については、2,343人のうち正規職員が2,055人、臨時職員が288人となっています。

次に、小学校の給与費403億円余のうち、正規職員については377億7,969万円、臨時・非常勤職員については25億4,386万3千円。中学校については238億1,362万円余のうち、正規が222億4,636万円、臨時・非常勤が15億6,726万円となっています。高等学校については、222億2,599万円余のうち、正規が205億8,333万6千円、臨時・非常勤が16億4,265万4千円となっています。内訳については以上です。

それから、正規職員と臨時・非常勤職員のボーナス、交通費等の待遇について質問がありました。

現行、ボーナス——期末勤勉手当については、正規職員及び臨時職員に支給をしています。通勤手当については、正規職員及び臨時職員に支給をしており、また一部の非常勤職員に通勤に係る費用弁償を支給しています。また、社会保険、正規職員については、公立学校共済組合に加入しており、臨時職員及び非常勤職員は社会保険制度を適用しています。

これが、令和2年4月、会計年度任用職員制度等の導入後にどうなるのかということですが、会計年度任用職員については、任期が6月未満

等の者を除き期末手当を支給することになっています。それから、全ての会計年度任用職員に対して、通勤に係る費用弁償を支給します。それから、臨時的任用職員については、正規職員と同様に、給料及び期末勤勉手当、退職手当等の各種手当を支給することになっています。

以上が、会計年度任用職員等の地公法改正後の制度改正の概要です。

それから2点目、さきほど30人学級の関係で答弁した内容と決算事業別説明書との差ということでした。

まず、小学校1年生、こちらについては既に国が35人学級を導入しているのので、その35人学級を30人学級にするための学級数の増になっています。小学校2年生については、国が加配措置をして35人学級となりますので、そういったものを踏まえて計上しています。そういったことで、小学校3年生以降については金額的なものが異なることとなります。

佐藤教育財務課長 私から、ICT機器の活用に伴う健康被害等についてお答えします。

文部科学省が平成24年に調査したところ、ゲームなどを含め、ICT機器使用による健康面への影響として、視力の低下やドライアイ、姿勢の悪化が懸念されるとの結果が出ています。それを受けて平成25年度に、児童生徒の健康に留意して、ICTを活用するためのガイドブックを作成して、電子黒板の文字の見やすさ、カーテンによる映り込み防止、児童生徒の姿勢に関する指導等に配慮することが、ガイドブックの中で示されています。このような配慮事項について、学校現場に指導しています。実際に電子黒板を配置するため、教育財務課の職員が学校現場に行って電子黒板をこういうふうに置いた方がいいとか、カーテンは閉めた方がいいですよと指導を行っています。

また、ゲーム依存症等については、ネットトラブル、情報モラル事業等を通じて、児童生徒、保護者に対して、家庭内のルールづくりをするようと呼びかけています。

猿渡委員外議員 すみません、30人学級のところで、35人学級を30人学級にするために

1年生はやっているというのは理解できたんですけれども、小学校2年生は加配でやっている。3年生以降に広げた場合に、どうしてもちょっと私の能力では、この5億円、6億円という金額と、1年生、2年生で1億4,400万円という違いが理解できなかつたんですけれども。すみません、もう1回教えてください。

渡辺教育人事課長 30人学級の人件費の増ということで、さきほど学年ごとの追加学級数の必要定数、人件費の増額、これは義務教育費の国庫負担金等も含めた形での人件費の増額ということで申し上げました。その部分で6億円、5億円ということで申し上げています。

ちょっと、この1年生、2年生という部分については、申し訳ありません。さきほどの30人学級の追加学級、小学校3年、中学校2年等の増学級についての部分は、40人から30人に増やす際の学級数の増、こういったものをベースにして、人件費がトータルでいくら増えるのかを申し上げています。

そして、こちらの決算事業別説明書の30人学級の編制、中学校1年の30人学級の編制の部分については、その増学級のうちの一部分を事業という形で計上しているのです、この部分についてはまた別途説明したいと思います。申し訳ありません。

元吉委員長 いいですか。（「はい」と言う者あり）ほかに、委員外議員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 なければ、本日の質疑等を踏まえて全体を通して、委員の方からほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

元吉委員長 ほかに質疑もないので、これで質疑を終わります。

それでは、これをもって教育委員会関係の審査を終わります。

執行部の皆さんはお疲れさまでした。

これより内部協議に入りますので、委員の方はお残りください。

〔委員外議員、教育委員会退室〕

元吉委員長 これより内部協議に入ります。

さきほどの教育委員会の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたと思いますが、特に指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見・要望事項等がありましたら、お願いします。

堤委員 さきほどの少人数学級、30人学級の問題、財源の問題も一つあるでしょう。国の動向を見るとという答弁があつたけれども、そういう学習、また生活態度、体力等々については、非常に顕著に伸びているということが見受けられると、パーセンテージの紹介もありました。ぜひこれは、国との協議も大事だけれども、県として今後、そういう少人数学級の学年等、仮に1学年でもいいから少しずつ増やしていくという前向きな姿勢を、ぜひ示していただきたいのが1点。

地域改善対策奨学金問題、これは決算の措置状況報告のときにも指摘されましたけれども、やはりこれについては、子ども自身が知らないとは、これはちょっとどうなのかなという思いがあるわけです。保護者が借りて、保護者が確かに授業料を払っているんでしょうが、しかし高校を卒業したり大学を卒業したら、本人が基本的に払うこともあるわけですからね。そういう点では非常に格差があるという思いがあるので、この奨学金制度については、やっぱりきちんと対策等を講じて収入未済額を減らしていくという姿勢を貫いていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

元吉委員長 ただいま委員からいただきました御意見、御要望及び本日の審査における質疑を踏まえ、審査報告書案として取りまとめたと思います。

詳細については、委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

元吉委員長 それでは、そのようにいたします。

以上で教育委員会関係の審査報告書の検討を終わります。

暫時休憩します。

午後0時12分休憩

午後1時10分再開

井上（明）副委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより、土木建築部関係の審査に入ります。執行部の説明は、要請した時間の範囲内となるよう要点を簡潔・明瞭をお願いします。

それでは、土木建築部長及び関係課室長の説明を求めます。

湯地土木建築部長 まず初めに、平成29年度決算特別委員会審査報告書で指摘された3点に対する措置状況について、御説明します。

お手元の平成29年度決算特別委員会審査報告書に対する措置状況報告書の9ページをお開きください。まず、（2）収入未済の解消について、県営住宅使用料の収納状況です。

収入未済額の縮減を図るため、滞納の早い段階から、きめ細かな納入指導を行うとともに、即決和解制度を活用するなど、長期滞納の防止に努めているところです。

続いて、お手元にお配りしている決算特別委員会資料の1ページをお開きください。

収入未済の解消に向けて取組を行った結果、資料の下の表、棒グラフで示している不納欠損額を除く収入未済額は、過去一番多かった平成18年度の1億3,322万1千円から平成30年度には4,414万2千円と、金額にして約8,900万円、率にして67%削減できました。

また、同じ表、マル印の折れ線グラフで示している現年度の収納率は平成30年度が99.95%と全国3位を記録するなど、未収金の発生防止も進めています。

今後とも、収納率の向上と収入未済額の縮減に努めます。

次に措置状況報告書20ページをお開きください。（3）個別事項についての⑧港湾施設等の適正な管理についてです。

県内には正当な権原に基づかずに係留されている船舶が約5,700隻存在し、自然災害が発生した場合の二次被害や、他の船舶の運行等

本来の事業活動への支障などが危惧されています。

こうした状況から、昨年、大分県プレジャーボート等の係留保管の適正化に関する条例を制定し、本年4月から施行しています。

これまでに、不法係留船舶の数や所有者の特定をはじめ実態把握を行ってきましたが、係留施設などの状況は地域によって異なり、また、地域関係者の協力や連携が必要なことから、地区ごとに対策を進めることとしています。

先行している佐伯地区においては、国や市町村、関係団体などで構成される協議会を設置して、適正な係留保管に向けた対策方針について協議しています。

また、法律や条例に基づく規制区域などを指定し不法係留の防止を図り、不足する係留施設を新たに設置するとともに、船舶所有者等には説明会を開催するなど意識啓発や制度の周知を行っているところです。

なお、本年7月から8月にかけて、所有者不明の船舶等を、河川法や港湾法に基づいて簡易代執行により撤去しています。

今年度は、他の地区でも同様の取組を進めており、新たに設置する係留施設の使用料についても条例を整備し、確実な徴収が行えるよう準備しているところです。今後も国や市町村と連携して港湾施設等の適正な利用の確保に努めます。

次に同じ資料の21ページをお開きください。⑨河床掘削事業についてです。河床掘削は、洪水対策として即効性が高いことから、重点的に取り組んでいます。

そのため、緊急河床掘削事業費は、平成29年度は3億円、30年度は4億5千万円、令和元年度は6億5千万円と、年々増額しています。事業箇所も25か所から52か所となり、事業規模の拡大を図っています。

今後も引き続き、河川改修や河床掘削等のハード対策と、防災情報の発信強化等、ソフト対策の両面から、河川の総合的な防災対策を推進し、災害に強い県土づくりに努めます。

以上で、措置状況についての説明を終わります。

す。

続いて、平成30年度土木建築部の決算について、総括的に説明します。

決算特別委員会資料の2ページをお開きください。まず、1の一般会計予算総額及び決算額についてです。

一般会計の予算現額ですが、総務費、農林水産業費、商工費、土木費、災害復旧費及び公債費を合わせて、太枠にあるとおり1,288億8,488万5千円です。

これに対し、支出済額の合計が、一つ右で955億5,314万440円です。

一番右、不用額の合計は3億1,450万8,560円です。主なものは公共の災害関係受託事業費や緊急砂防事業の設計の見直しによる工事費の減などです。

一つ下の表、翌年度への繰越額ですが、下から3行目の計の欄を御覧ください。

繰越明許費が925件で317億3,023万6千円、事故繰越が61件で12億8,700万円、合計が986件で330億1,723万6千円となっています。

主な理由については、繰越明許費が国の補正予算の受入れなどによるもの、事故繰越については、九州北部豪雨などの災害復旧に係る用地取得の際に、相続関係の処理に不測の日数を要したことなどによるものです。

その下の2の特別会計予算総額及び決算額については、後ほど関係課長から御説明します。

以上で、決算状況についての説明を終わります。

続いて、平成30年度における主要な施策の成果について、主な事業を御説明します。

お手元の平成30年度における主要な施策の成果の224ページをお開きください。県営都市公園施設整備事業です。

これは、公園利用者の安全性・快適性の向上を図るため、施設整備を実施するとともに、公園施設長寿命化計画に基づき、公園施設の計画的な更新を行うものです。

事業の成果ですが、ハーモニーパークにおいて長寿命化計画策定調査を実施しています。ま

た、ラグビーワールドカップに向けた総合競技場の整備を行ったところです。

次に、228ページをお開きください。身近な道改善事業です。

これは、生活道路に関する要望に対して、既存の道路敷きを活用し、歩道や路肩を整備することで歩行空間の改善を図るものです。

事業の成果ですが、30年度の完了箇所数は999か所となっています。本事業に対する要望は依然として多いため、引き続きそのニーズにきめ細かに応えられるよう努めます。

230ページをお開きください。(公)県営住宅整備事業です。

これは、県営住宅のバリアフリー化を図るもので、城南団地で1棟の建て替え工事を実施しています。また、津久見住宅など30戸のバリアフリー改善工事を実施しました。

事業の成果ですが、バリアフリー化された住戸の割合が、30年度は34.2%へ増加し、目標を上回ることができました。

次に、232ページをお開きください。河川事業です。

これは、洪水や台風等による浸水被害から人家や公共施設を守るため、河川流量の確保、河川環境の整備・保全を行うもので、30年度は、蕪谷川などで築堤や護岸の整備、井崎川などの河床掘削及び治水ダム建設等の事業を実施しました。

事業の成果ですが、44か所で浸水対策を実施し、浸水被害の防止・軽減が図られたところです。

235ページをお開きください。(公)砂防事業調査費です。

これは、土砂災害防止法に基づき警戒区域等を指定し、危険性の周知、警戒避難体制の整備、開発行為の制限などのソフト対策を推進するもので、30年度は、警戒区域等の指定に必要な基礎調査を3,925か所実施したところです。

事業の成果ですが、土砂災害警戒区域指定率は67.6%と目標を上回りました。

次に、237ページをお開きください。住宅耐震化総合支援事業です。

これは、昭和56年以前に建てられた木造住宅の耐震性の向上を図るため、耐震改修や耐震診断の費用を助成する市町村へ補助するとともに、耐震改修を検討する方から相談を受けたり、広報・啓発活動を実施するものです。

事業の成果ですが、29年度に耐震診断を実施した82戸のうち、30年度に耐震化計画を策定した戸数は62戸、割合にして75.6%となり、目標を上回ることができました。

次に、239ページをお開きください。地域の安心基盤づくりサポート事業です。

これは、土木事務所職員自ら、あるいは委託業者が、河川、砂防、港湾施設等の軽微な修繕、草刈りや支障木の撤去などを行うものです。また、地域住民が自主的に行う県管理施設の環境美化や防災活動に対して、必要な資機材を確保し、その活動を促進しています。

事業の成果ですが、県民からの要請に対する対応率は87.6%となっています。今後とも、県民からの多くの要請に対し早急な対応を心がけ、生活の安心感と満足度の向上を図ります。

次に、242ページをお開きください。建設産業構造改善・人材育成支援事業です。

これは、建設産業の担い手の確保・育成を図るため、建設業の就労環境改善に向けた取組への支援や、ネガティブなイメージを払拭する取組等を推進するもので、30年度から新たに開始した就労環境改善・情報発信支援の補助事業には目標を大きく超える応募があったところです。

事業の成果ですが、66.6%の高校生からイメージが良くなったと回答を得ており、就職意欲の向上等につながるものと考えています。今後も引き続き、建設産業の就労環境の改善や生産性向上、魅力の発信などにより、担い手の確保・育成に努めます。

次に、243ページを御覧ください。港湾整備事業です。

これは、フェリー等の船舶の大型化に対応した係留施設や港湾貨物を取り扱う埠頭用地等の整備を行うもので、30年度は、中津港など重要港湾における道路整備や、臼杵港など地方港

湾における岸壁整備などを実施しました。

事業の成果ですが、最大係留可能隻数の割合が30年度で39.9%に増加し、係留施設の整備を着実に進めているところです。

次に、245ページをお開きください。(公)道路改良事業です。

これは、広域連携を推進するため、おおいの道構想2015を基本計画として、地域高規格道路や国道・県道の整備を進めるもので、30年度は、国道212号耶馬溪道路、国道442号宗方拡幅などの事業を実施しました。

事業の成果ですが、県道竹田直入線鏡工区、植木工区、県道大田杵築線溝井工区を供用開始するなど、道路整備を着実に進めているところです。

最後に、247ページをお開きください。街路事業です。

これは、都市計画道路において、道路の新設・拡幅による渋滞対策や、自歩道の整備による歩行者等の安全確保などを進めるもので、30年度は、庄の原佐野線や富士見通南立石線などで事業を実施しました。

事業の成果ですが、山田関の江線西野口町工区の供用開始などを着実に進めることができました。

以上で、主要な施策の成果についての説明を終わります。

続いて、行政監査の結果について御説明します。

お手元の平成30年度行政監査・包括外部監査の結果の概要1ページをお開きください。

30年度は、2の監査テーマ及び目的にあるように防災に必要な物資・資材等の管理をテーマに行われ、土木建築部は改善事項が1件あります。

資料の4ページをお開きください。下から2番目、非常用電源設備及び非常用発電機についてです。

これは、玖珠土木事務所において、大分県業務継続計画における非常時の電力使用量が通常時の30%程度の電力容量以下となるよう、あらかじめ使用する電気設備を選択しておく措置

が講じられていないとの御指摘です。

この御指摘に対して、30年度に電気設備を選択し、大分県業務継続計画に則した措置を行いました。

今後とも、防災に必要な物資・資材等について、適正な管理に努めます。

続いて、包括外部監査の結果について御説明します。

同じ資料の5ページをお開きください。

30年度は、3平成30年度テーマと監査対象にあるように、公共インフラ施設の管理と老朽化対策に係る財務事務の執行をテーマに行われ、特に道路・港湾施設を中心に監査が実施されています。土木建築部は監査の結果が28件、意見が10件ありました。

監査結果のうち不備事項とされた、施設類型ごとのアセットマネジメントに関する3件、インフラマネジメントに関する10件、主な意見について順に御説明します。

なお、次の6ページから監査結果が個別に記載されており、表の一番左、番号の頭のAについてはアセットマネジメント、Iについてはインフラマネジメントに関する項目です。

まず、アセットマネジメントに関する項目について御説明します。

資料の12ページをお開きください。下から3番目、A-19の港湾台帳の記載についてですが、港湾台帳に記載すべき事項が漏れているとの御指摘です。

このほかにも、港湾施設のライフサイクルコスト算定方法に誤りがあるなど、計3件の御指摘があります。

これらの御指摘に対して、工事台帳や図面を精査し、記載漏れ事項について記載を行うこととしています。また、ライフサイクルコストについては平成30年度に再算定を行いました。

続いて、インフラマネジメントに関する項目について御説明します。

資料の14ページをお開きください。一番上、I-7の再調達価額算定における数量の集計誤りについてですが、算定の基となる延長や面積などのデータを集計する際に誤りがあるとの御

指摘です。

このほかにも、単価の取り違えによる計算の誤りがあるなど、再調達価額に関して計3件の御指摘があります。

次に、同じページの上から3番目、廃棄物処理施設の固定資産台帳への登録についてですが、台帳登録の必要な資産が計上されていないとの御指摘です。

このほかにも、計上する資産区分が誤っているなど、固定資産台帳への計上に関して計4件の御指摘をいただいています。

次に、同じページの下から2番目、建設仮勘定台帳から本勘定への振替漏れについてですが、工事完成時に建設仮勘定から本勘定へ振り替えられていないとの御指摘です。

このほかにも、平成28年度に新公会計が始まった際に登録していないなど、建設仮勘定に関して計3件の御指摘をいただいています。

これらの御指摘に対して、登録内容の修正を行うとともに、同様の誤りがないか固定資産台帳の確認を行っているところです。

また、複数職員でチェックするとともに、仮勘定からの振替時期の確認を徹底するため土木事務所に照会するなど、事務体制を整えたところです。

御説明した不備事項に関連して、御意見をいただいています。資料の23ページをお開きください。上から2番目、意見6、固定資産台帳登録の過年度誤りの修正作業についてです。

これは、監査結果における指摘は、実務が定着していないことによる事務の誤りで発生しているもので、監査対象外であった施設についても精査し、誤りについては修正すべきとの御意見です。

この御意見に対して、本年度に固定資産台帳の誤りを精査し、来年度以降に再登録作業を行うこととしています。修正作業の期間については、固定資産台帳を所管する県有財産経営室等と協議を行うこととしています。

御説明した不備事項に加え、改善事項、勧奨事項、また、頂戴したその他の御意見についても検討・改善を行います。

以上をもって説明を終わります。引き続き、関係各課室長から御説明します。

渡辺土木建築企画課長 土木建築部一般会計の歳入決算の主な事項について、御説明します。

お手元の平成30年度決算附属調書の3ページをお開きください。

まず、歳入決算額の予算に対する増減額についてです。

左の科目で一番上にある土木使用料は1,200万42円の増収となっています。この主な理由は、港湾使用料の実績が見込みを上回ったことなどによるものです。

次に7ページをお開きください。

左の科目で一番上にある土木費国庫補助金は128億955万8,465円の減収となっています。

次に同じページの科目で一番下、災害復旧費国庫補助金です。

表の右側、増減理由のうち、一番下にある土木災害復旧事業費補助金は29億8,596万9,008円の減収となっています。

次に、14ページをお開きください。

左の科目、中ほどにある土木債は68億7,700万円の減収となっています。これらの主な理由は、事業の一部を翌年度に繰り越したことによるものです。

続いて、26ページをお開きください。

収入未済額について、御説明します。

左の科目の一番上、使用料及び手数料のうち土木使用料は5,868万7,539円です。主な理由は、県営住宅使用料の納入義務者の生活困窮によるものです。

歳入決算については以上です。

次に、歳出決算について、別冊の平成30年度一般会計及び特別会計決算事業別説明書により、各所属から御説明します。

245ページをお開きください。最初に、土木建築企画課関係分について御説明します。

1番目の第8款土木費第1項土木管理費第1目土木総務費の決算額は8億3,337万3,440円です。

そのうち事業説明欄、上から2番目土木事務

所運営費の決算額は8,764万2,178円です。これは、各土木事務所の嘱託職員の報酬などに要した経費です。

同じページの中頃から下、第2目建設業指導監督費の決算額は8,568万1,255円です。

主な事業は建設業育成指導費の5千万円で、建設業者に対する公共工事請負代金債権を担保にした融資制度の原資として金融機関に預託したものです。

次に、246ページをお開きください。

下段にある第12款公債費の決算額は4億1,546万177円です。これは地方道路整備臨時貸付金の償還に係る公債管理特別会計への繰入金です。

次に、247ページを御覧ください。

公債管理特別会計の決算額は、4億1,546万177円で、さきほど申し上げた一般会計からの繰入金と同額です。

山本建設政策課長 建設政策課関係分について御説明します。決算事業別説明書の248ページをお開きください。

第8款土木費、第1項土木管理費第1目土木総務費の決算額は2億189万8,326円です。

上から5番目の共生のまち整備事業費ですが、決算額は8千万円です。

これは、高齢者、障がい者など全ての県民が行動面で障壁がなく自由に行動し、あらゆる分野の活動に参加することができるように、歩道等の改良、県有施設のバリアフリー化などに要した費用です。

下から3番目の安全・安心を支えるインフラ点検事業費ですが、決算額は2,103万円です。

これは、県民の安全・安心を支えるため、損傷や劣化の進行が早い道路の自然の法面や河川の堤防・樋門、港湾岸壁などのインフラ施設の点検に要した経費です。

但馬用地対策課長 用地対策課関係分について御説明します。決算事業別説明書の249ページをお開き願います。

第8款土木費第1項土木管理費第1目土木総務費の決算額は326万7,357円です。

一つ目の用地取得対策費ですが、決算額は98万8,957円です。これは、過年度に取得した用地の登記事務に要した経費です。

その一つ下の収用委員報酬ですが、決算額は200万1千円です。これは、収用委員7名に対する報酬です。

その一つ下の収用委員会費ですが、決算額は27万7,400円です。これは、収用委員会に係る経費です。

種蔵道路建設課長 道路建設課関係分について御説明します。決算事業別説明書の250ページをお開きください。

第1項土木管理費第1目土木総務費の決算額は130万円です。これは、高速自動車道建設促進事業費で、東九州自動車道の建設促進のための協議会及び期成会への負担金です。

次に第2項道路橋梁費第1目道路橋梁総務費の決算額は9,757万7,700円です。これは、道路橋梁調査費で、補助事業採択に向けた事前調査や道路台帳補正等に要した経費です。251ページをお開きください。

第3目道路新設改良費の決算額は214億7,390万4,803円です。これは、道路の新設又は改良に係る経費です。例えば、上から3番目の国直轄道路事業負担金の決算額は25億4,571万3,248円で、国が管理する一般国道の改築事業等に係る負担金です。

藤崎道路保全課長 道路保全課関係分について御説明します。決算事業別説明書の252ページをお開きください。

第1目道路橋梁総務費の決算額は2億8,911万3,248円です。

次に、第2目道路維持費の決算額は200億2,417万9,120円です。

上から2番目の道路維持修繕費19億395万2,451円ですが、これは、安全で快適な道路環境を確保するために行う街路樹の管理、道路の清掃・草刈り等に要した経費並びに県が管理する道路の維持及び管理用機械整備等に要した経費です。

次に、254ページをお開き願います。

第3目道路新設改良費の決算額は43億4,789万2,803円です。

次に、第5目橋梁新設改良費の決算額は1億2,255万7,319円です。

古庄河川課長 河川課関係分について御説明します。決算事業別説明書の255ページをお開きください。

第2款総務費第2項企画費第2目企画調査費の決算額は5,229万2,900円です。

次にその下、第8款土木費第3項河川海岸費第1目河川総務費の決算額は9億1,298万2,021円です。

次の256ページの上から6番目、災害復旧調査費の決算額は2億2,496万8,320円です。これは、国へ災害査定申請を行うために実施した被災箇所の調査や測量設計委託に要した経費です。

次にその下、第2目河川改良費の決算額は138億3,597万8,277円です。

次の257ページの下から2番目、(公)国直轄河川事業負担金の決算額は20億4,020万9,231円です。これは、大分川、大野川など国が管理している区間における河川改修事業及びダム事業等に対する県の負担金です。

次に260ページをお開きください。

第11款災害復旧費第2項土木施設災害復旧費第1目土木災害復旧費の決算額は98億7,683万9,474円です。これは、平成30年発生災害及び平成29年の九州北部豪雨等で被災した公共土木施設の災害復旧事業等に要した経費です。

外池港湾課長 港湾課関係分について御説明します。決算事業別説明書の261ページをお開きください。

第2款総務費第2項企画費第6目交通対策費の決算額は9,389万4,380円です。これは、港湾施設の整備による人流・物流拠点の強化に向けた調査検討等に要した経費です。

その下、第7款商工費第1項中小企業費第3目通商貿易振興費の決算額は2,268万円です。

262ページをお開きください。

第8款土木費第3項河川海岸費第3目海岸保全費の決算額は5億2,332万2千円です。

263ページをお開きください。

第4項港湾費第1目港湾管理費の決算額は1億5,926万2,934円です。これは、港湾施設の維持管理等に要した経費です。

その下、第2目港湾建設費の決算額は19億1,733万5千円です。これは、大分港などの整備に係る負担金などです。

次に、264ページをお開きください。

第3目空港建設対策費の決算額は5億4,513万6,377円です。これは、大分空港の整備に係る負担金などです。

次に、265ページをお開きください。

第11款災害復旧費第2項土木施設災害復旧費、第1目土木災害復旧費の決算額は1,249万8,040円です。これは、港湾局所管の施設の災害復旧事業に要した経費です。

次に、港湾課所管の特別会計について御説明します。

まず、歳入決算額の予算に対する増減額などについて、平成30年度決算附属調書により御説明します。

決算附属調書の52ページをお開きください。

金額欄一番下の1億5,500万円の減収ですが、港湾施設整備事業特別会計の県債です。減収の主な理由は、事業の一部を元年度に繰り越したことです。

次に、収入未済額ですが、58ページをお開きください。

下から4番目の港湾施設整備事業特別会計の使用料及び手数料で485万9,545円、次の諸収入で13万6,450円の未収となっています。このうち、約143万円は、過年度分であり、納入義務者の経営不振等によるものです。今後とも、分納計画の着実な実行の確保など、徴収に努力していきます。

続いて、歳出関係について、決算事業別説明書により御説明します。決算事業別説明書の265ページをお開きください。

臨海工業地帯建設事業特別会計です。

第1款大分臨海工業地帯建設事業費第1項第1目土地造成費の決算額は9億650万1,360円です。これは、6号地造成及び県債の償還金等です。

次に、266ページを御覧ください。

港湾施設整備事業特別会計です。

第1款第1項港湾施設整備事業費第1目港湾施設管理費の決算額は12億3,210万5,049円です。これは、県債の償還金及び上屋や野積場など港湾施設の維持管理等に要した経費です。

第2目港湾施設建設費の決算額は5億2,300万円です。これは、埠頭用地の造成などに要した経費です。

高橋砂防課長 砂防課関係分について、御説明します。決算事業別説明書の267ページをお開きください。

第8款土木費第3項河川海岸費第5目砂防費の決算額は113億3,263万694円です。

上から4番目の砂防調査費の決算額は2,783万2,225円です。これは、次年度の補助事業新規箇所への採択に必要な調査及び図面の作成等に要した経費です。

次に、268ページを御覧ください。

上から4番目の(公)砂防施設緊急改築事業費の決算額は1億2,433万5千円です。これは、砂防施設の土砂災害防止機能を確保するため、老朽化した既存施設の改築・補強等に要した経費です。

岡本都市・まちづくり推進課長 都市・まちづくり推進課関係分について御説明します。決算事業別説明書の270ページをお開き願います。

第2款総務費第2項企画費第5目土地対策費の決算額は2,982万3,898円です。これは、国土利用計画法に基づく適正な土地利用の促進や指導、地価調査等に要した経費です。

その下、第7款商工費第3項観光費第2目観光開発費の決算額は2,298万2,792円です。

観光開発費の一番下、魅力ある景観づくり推進事業費の決算額は833万10円です。これは、展望台等からの眺望を阻害する樹木の伐採

等に要した経費です。

次の271ページ、第8款土木費第5項都市計画費第1目都市計画総務費の決算額は4,484万4,146円です。

都市計画総務費の上から4段目都市政策推進費の決算額は817万4,520円です。これは、都市計画基礎調査に要した経費です。

次の272ページ、第3目街路事業費の決算額は15億3,413万4,900円です。これは、庄の原佐野線元町・下郡工区をはじめとする街路整備に要した経費です。

三村公園・生活排水課長 公園・生活排水課関係分について御説明します。

決算事業別説明書の274ページをお開きください。

第8款土木費第5項都市計画費第4目都市環境整備費の決算額は16億7,635万6,184円です。

上から2番目の公園維持管理費の決算額は1億3,019万円です。これは、大洲総合運動公園及びハーモニーパークの管理業務を、指定管理者へ委託した経費です。

上から3番目、大分スポーツ公園等管理運営事業費の決算額は4億8,379万8,844円です。これは、大分スポーツ公園及び高尾山自然公園の管理業務を指定管理者へ委託した経費です。

樋口建築住宅課長 建築住宅課関係分について御説明します。決算事業別説明書の275ページをお開き願います。

第1項土木管理費第3目建築指導費の決算額は643万6,101円です。

そのうち上段の建築基準法等施行事務費の決算額は440万3,101円です。これは、建築基準法による指導監督、許認可に関する経費や建築審査会の開催等に要した経費です。

大野公営住宅室長 公営住宅室関係分について御説明します。決算事業別説明書は同じく275ページです。

第6項住宅費第1目住宅管理費の決算額9億6,474万3,692円のうち、次の276ページの上から3番目の県営住宅等管理対策事

業費の決算額は5億5,747万8,310円となっています。これは、管理代行者である大分県住宅供給公社への管理委託経費や県営住宅の計画修繕などに要した経費です。

中園施設整備課長 施設整備課関係分について御説明します。決算事業別説明書の278ページをお開きください。

第1項土木管理費第4目営繕費の決算額は31億8,892万246円です。

事業別には、一番上の県有建築物防災対策推進事業費の決算額は6,459万3,995円です。これは県有建築物の耐震補強に加え、建築設備の防災対策強化や既存吊り天井の耐震化を計画的に行うものです。30年度に実施した主な内容としては、西部保健所や北部保健所の非常用発電機高架化、給水設備等の耐震化工事、歴史博物館や総合体育館の吊り天井の耐震化工事です。

井上（明）副委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し簡潔・明瞭に答弁願います。

事前通告が3名の委員から出されていますので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

堤委員 まず1点目、主要な施策の成果の228ページ、身近な道改善事業は大変需要が多く、昨年度も108か所着手しています。

しかし、予算はここ数年8億円で推移しています。要望件数の多い事業として、もうそろそろ予算を増額して対象件数を増やしたらどうかと思うんですが、そういう検討はされているのか。

また、昨年度、市町村からいろいろ要望が来ていると思うんだけど、全体的にどれぐらいの要望があったのか。要望の総数が分かれば教えてください。

2点目は、決算事業別説明書267ページの砂防費に関して、以前に質問もしたつるさき陽光台の崖崩れ問題について、大分市や事業者

と協議をする、必要な対策を要請すると答弁しています。現状と、企業や大分市との協議はどこまで進んでいるのか。本格的な対策はどのように検討されているのかお伺いします。

最後に276ページの公営住宅についてです。今年の予算特別委員会でも平成30年3月に出された国交省の公営住宅管理標準条例案に関する質問をしました。保証人や税金滞納問題などについて、全国の状況や県内市町村の状況も勘案しながら検討すると答弁されています。余り日がたっていませんけれども、その後検討していればその検討内容について教えてください。藤崎道路保全課長 身近な道改善事業についてお答えします。

本事業は、狭い路肩や歩行空間の改善、暴走対策など、地域住民にとって身近な道路に関する課題解決に向けた事業であり、平成21年度に6億円でスタートし、23年度には7億円、24年度に8億円とし、現在に至っています。平成30年度末までに999か所について対応を完了しており、地域住民の要望には応えられているものと考えています。

予算については、地域からの要望状況等も踏まえ、今後ともしっかり要望していきたいと考えています。

また、市町村からの要望ですが、資料を今から見るので、後ほどでよろしいでしょうか。

(「はい」と言う者あり)

高橋砂防課長 つるさき陽光台では3月19日と4月28日に県、大分市、崖地所有者の3者で地元自治会の代表者の方々に対して、対応方針の説明をしています。

その中で、現地で行ったこととしては、5月初旬に崖地所有者が、法面の小段にある排水側溝の土砂を撤去し、雨水が法面を流れないような対策を講じています。

その後、梅雨や台風などがありましたが、土砂の流出は確認していません。

なお、大分市は5月から市道の定期的なパトロールを開始しているところです。

大野公営住宅室長 公営住宅関係についてお答えします。

平成30年3月に公営住宅管理標準条例案が改正され、保証人を義務付ける規定や、税金の滞納がないことを入居資格とする例示が削除され、各事業自治体の判断に委ねられることとなりました。

現在、民法改正等に伴う条例等の見直し作業を進めていますが、その中で他県状況の調査を行って見たところ、既に東京都は保証人を廃止する条例改正を行い、鳥取県は継続を決定していました。

その他の都道府県については、保証人継続で検討中のところが27県、廃止で検討中のところが13県、方針未定が5県となっており、まだまだ全国的な情勢は明らかになっていません。

なお、県内市町村については、保証人継続で検討しているところが大半でした。

また、税金の滞納については、現在、要件としている22県のうち1県のみが廃止を検討中です。

このような状況を踏まえ、さらに慎重に検討したいと考えています。

藤崎道路保全課長 身近な道改善事業の要望件数ですが、昨年度は84件です。これは市町村からだけではなくて、ほかの自治体や地元とか、そういったものも含めて84件ということです。堤委員 要望が84件ということだけど、着手が108件だったよね。昨年84件については、基本的に全部着手できたとしたら、残りはどういう感じなの。分かりにくいので、もう少し詳しく教えてください。

それとつるさき陽光台の関係だけでも、台風と梅雨の時期について、大きな流出がなかったと言うけど、地域住民はやはり過去ずっと、小石が落ちているとか、そういう危険な状況を感じているわけなんですよ。

ですから、大分県と市が事業主に対して、そういうときに根本的にどうするかを毎回強く要請していかないと。排水の掃除をただじゃ収まりませんから。どういう形で強く要請していくのかについて、再度お伺いします。

公営住宅の関係について、他県の状況について説明があったけれども、確かに他県の状況も

必要でしょう。しかし、国交省の案というのは、保証人の問題も税金の問題も、現状から考えて、ある意味では先進的な案として出しているわけですよ。

ですから、他県の状況も大事だけでも、保証人の問題も税金の滞納も例示しない案が示されているわけですから。ぜひこれはそういう立場でやっていただきたい。そういう立場でやるかどうかというのを再度お伺いします。

**藤崎道路保全課長** 要望数と着手数と若干開きがあるのは、前年度から要望があったものの中に当該年度に着手したものがあつたためです。

**高橋砂防課長** 地元との協議の件ですけれども、4月26日に地元の説明した際、地元からは業者の対策を見て、梅雨の様子を見て、それから検討すると聞いています。

まず、我々としては地元がどう考えているかをしっかり注視していきたいと思つています。

県としても、台風が過ぎた後、10月になって地元で状況の確認等を行っています。これからも雨などの様子を見ながら、注視していきたいと思つています。

**大野公営住宅室長** 条例改正については、もちろん国の標準条例案の改正等も踏まえて、全国状況、市町村等の意向とか、あらゆることを検討して、十分慎重に、何が最適な制度かを検討していきたいと考えています。

**堤委員** 崖崩れの問題については、地域住民がその後の状況を見てまた対応を検討するとなつてますから、ぜひそういうときには積極的に大分市を含めて協議に乗るようにしてください。これはちょっと要望しておきますね。

公営住宅は、さきほど私が言ったような立場で、ぜひ臨んでいただきたいと思つています。保証人や税金の問題は借りる方にとってみれば非常にネックになっているわけですから、そういう点はぜひ県として積極的な立場を取るように、強く要望しておきたいと思つています。

**守永委員** 道路の維持管理についてお尋ねします。決算事業別説明書252ページの道路維持費の中にある道路維持修繕費が、県道の草刈りをはじめとする維持管理に要する経費だと思つ

ています。

道路の維持管理については、最近でもやはり草が茂って見苦しくなつているような状況を見かけます。ラグビーワールドカップに向けて、間際であちこちで草刈りをしており、タイミングを見計らつてそのような作業時期になつたのかなと感じています。

この道路の維持管理については、実施業者とどのような契約を結ぶのか教えていただきたいと思つています。

多分、何月何日までに草刈りを完了することといった業務内容で契約していると思うんですが、その状況を教えてください。

**藤崎道路保全課長** 道路維持管理業務については、草刈りや、災害に伴う突発的な崩土除去等の業務に対応するために、おおむね10月から翌年の9月までの長期継続契約を毎年結んでいきます。

その契約の中で草刈りについては、路線に応じて1回ないし2回としており、1回の箇所はおおむねお盆前までに、2回の箇所はお盆前までと秋頃までという内容の当初契約を業者と交わしています。

**守永委員** 分かりました。ということは長期継続契約の中で、おおむねの目安として、この時期までにはきれいにしてよという時期を示しながら、適切な時期を業者が判断していると思うんですが、美観を損ねずにきれいな状態を維持するという概念で、1回ないし2回ではなくて、もっとフレキシブルに対応できるような内容の契約は無理なのか。

そういった場合に、どういう金額での契約が締結できるのか、どのくらい事業費が膨らむか分かりませんが、特に観光客がいつ大分を訪ねてもきれいなところだと思つただけには、日常的にどう維持管理できるかが大事だと思つています。

以前直営で管理したときは、汚くなつているからあそこを集中的にやろうとか、そういう話をしながら常に維持をしていたと思うんですが、よりそれに近づけるような形での契約は難しいんでしょうか。

藤崎道路保全課長 基本的に草刈りについては、道路利用者が安全に通行できるように行っていますが、当然、今年度やっているラグビーワールドカップもありますし、去年は国民文化祭もありました。

こういった大規模イベントの際には、おもてなしの観点からも草刈りの回数を増やして対応していきます。また、今では法面をコンクリートで覆うなどの防草対策も進めながら、コスト縮減や、省力化にも努めています。

守永委員 どういう業者と委託契約を結ぶことが、よりきれいな状況を維持できるのかというのはぜひ御検討をお願いしたいと思います。今、それぞれの市町村は維持管理を工夫されていると思うんですけども、高所作業車などを市町村が導入する際に補助してもらえないだろうかという要望を聞いたりします。そういったことは検討できないのか回答いただきたい。

また、単価としてはかなり低くなりますけども、地域の方々に協力していただいて草刈りをしてもらうような状況もありますけども、木を伐採したときに処分に苦勞することもあります。そういった作業に協力してくださる住民の皆さんを、何かバックアップできるような工夫ができれば、県民の皆さんと一緒に道路をきれいに維持管理していくことが可能になるのではと思うんですが、何か検討できるところはありますか。

藤崎道路保全課長 市町村が高所作業車等を購入する際に補助をとということですが、現状ではやはり管理者でやっていただきたいということが原則ですので、そういったものはありません。

それと、地域の方々が草刈りをした後の処理、処分についてですけども、土木事務所で行っていますので、そういったことがあれば、各土木事務所に御相談いただければと思います。

森委員 事前通告は2件ですが、1件追加したいんですが、委員長よろしいですか。

井上（明）副委員長 はい。

森委員 まず、堤委員と守永委員と同じ部分もあるんですが、主要な施策の成果の228ページ、身近な道改善事業です。これまでの経過、

また予算の推移等はさきほど分かりましたので、その件は結構です。

予算が8億円で、決算も8億円ということで、やっぱり皆さんが利用したい、それだけのニーズがある事業だと思います。ちなみに、今資材価格とか労務単価が高騰している中で、24年から8億円のまま上がっていないというのは、十分にそのニーズに応えられているかという疑問もあります。さきほど予算要望等していくという御回答がありましたけども、財政に今後毎年しっかり要望等していくのかをもう一度お聞かせください。

続いて、主要な施策の成果234ページ及び決算事業別説明書の268ページから269ページの砂防費に関してです。2年5か月前の5月16日に綿田地区で地すべり災害が始まりました。あれから今2年半たちますが、これまでの地すべり対策事業に関する累計の事業費、実績及び現在の状況について教えていただきたいと思います。

最後に、事業別説明書の248ページ地域協働型土木行政推進事業費160万4,666円の決算に関してです。土木事業の施工には地域の理解が不可欠ですし、この事業もそういった部分で重要なと私は考えているんですが、事業の内容、12土木事務所ある中で予算が160万円で十分なのかどうか、その辺に関して伺います。

藤崎道路保全課長 身近な道改善事業についてお答えします。基本的に市町村、地域から要望があり、その件数と対策内容について、例えば、簡易なもので済むのか、歩道設置のような規模の大きなものになるのか、それは要望の中身によって、予算が変わってくると思います。

そういった要望の内容をしっかりと踏まえ、今後とも予算要望をしっかりやっていきたいと思っています。

高橋砂防課長 綿田地区については、地すべりの対策として、地下水を抜く集水井工10基と、地すべりの動きを抑える鋼管杭工153本の計画を立てています。

このうち、平成29年10月より集水井工1

0基と、鋼管杭工93本に着手して、平成31年3月までに緊急的な対策を完了させたところ  
です。

その結果、地すべりの動きは見られなくなりました。残る鋼管杭60本のうち、平成31年3月より22本を現在施工しています。令和2年度は残りの38本を施工し、地すべりの対策の完成を目指しているところです。

なお、令和元年度までの事業費は、約17億9千万円で、残り令和2年度は約4億4千万円の見込みとなっています。

また、地すべりで被災した平井川の砂防施設については、現在復旧作業を行っており、今年度中に完成させる予定です。

山本建設政策課長 地域協同型土木行政推進事業費についてお答えします。

本事業では、土木未来チャレンジ事業と、土木未来教室という二つの事業を行っています。土木未来チャレンジ事業は、事業構想段階での県民ニーズを詳細に把握するための意見交換会や道路河川の愛護精神の向上を目的とした清掃活動、社会資本整備に対する住民の理解を得るための現場説明会などを行っています。

また、土木未来教室は、小中学生を対象にして、土木建築のすばらしさを感じて、今後の地域づくりについて関心を持ってもらうための現場見学会や出前講座などを行っています。

平成30年度は36事業を実施しており、その内訳は土木未来チャレンジ事業として玉田川の清掃活動など22件、土木未来教室は緒方小学校の出前講座等14件を実施しています。

予算については、十分とは言えない状況ですが、今後とも地域の声を十分に聞いて、必要な予算確保に努めていきたいと考えています。森委員 身近な道改善事業について、予算の増額要望をしているのかも一度確認したいと思います。

それと、砂防事業に関して、初動対応から今年の3月までの間の記録を、豊後大野土木事務所と砂防課が丁寧に冊子にしました。これは今後非常に貴重な資料になってくるかと思います。

50年前同じ綿田地区で地すべりが起きたと

きの資料が土木に残っていて非常に参考になった。地すべりは生き物である、まず古い資料から確認するよというの、砂防に関わる方々の合い言葉ということも聞いていました。この災害史がまた今後の砂防、又は地すべり事業にいかされることを切に願っており、また、綿田地区に関しては一応収束はしていますが、今後も監視をお願いしたいと思っています。

最後に、今、土木未来事業等のお話がありましたが、地域の理解なしには土木事業というのはスムーズに進んでいかないと思いますし、その地域の住民の皆さんとの対話というのは非常に大切だと考えます。

そういう中で、豊後大野土木に関しては、ケーブルテレビでの放送枠を年間4回ぐらい持っていて、市民の皆さんに土木事業、防災事業、また河川環境整備事業などを広報されています。他の土木事務所等でもしていると思います。豊後大野土木を見ると、平成30年度の事業内容を紹介していたり、そういった情報発信も非常に重要であると思います。

そういったツールも使いながら、あわせて住民の方に情報がしっかり届くように、さきほどの事業を十分活用して、住民に土木事業についてもっと身近に理解していただけるよう、各土木事務所、また、企画課も力を入れていただければと思います。

藤崎道路保全課長 現在、地域の要望をヒアリングしている最中ですので、今後それが整った段階でよく精査して、しっかり要望していきたいと思っています。

井上（明）副委員長 ほかに、事前通告されていない委員で質疑はありますか。

木付委員 河川事業についてお伺いします。浸水防止のために、いろいろな施策を行っています。そしてまた、防災・減災、国土強靱化のための3か年計画も始まったところです。

台風第19号の被害を見ていると、多くの河川の築堤が決壊、特に、国交省管轄の大河川の築堤が決壊したということです。いずれ、検証委員会ができて原因が究明されるんでしょう。もう吉田川と阿武隈川は検証委員会が発足した

ということも聞いています。結局は計画流量をオーバーしたことで決壊したんじゃないかと思えます。

これは大分県でも当てはまる可能性が十分あるわけで、今年度は雨量の統計を見直そうとしています。そしてまた、パッケージ事業で、事前に予算を積んで、すぐ執行ができるようにしようというものもあります。

こういうことを踏まえて、また、昨年度の事業の経過、成果を踏まえて、来年度以降、どういう方針で河川整備をやっていくのか。今までの河川整備でいいのか、方向性についてお伺いします。

古庄河川課長 台風第19号により史上最多の13都府県で大雨特別警報が発令されるなど、非常に大きな被害が発生しており、まだ被害状況も調査している状況です。さきほど、委員がおっしゃった近年の降雨実績を反映させた総合治水対策プランを策定し、洪水・氾濫防止のために必要な河川改修やダム、調整池の整備などのハード対策を検証しています。

引き続き、ハード対策で事前防災となる玉来ダムの早期完成、平成29年の九州北部豪雨、台風第18号の改良復旧事業をとにかく先行させて実施します。

あわせて、なかなかハード対策だけでは対応が厳しい状況になっていますので、引き続き水位計や河川監視カメラ、それから避難行動を促すハザードマップの支援などソフト対策の充実も進めていきます。

あわせて、今後また検証結果が出てくれば、それも踏まえて対応していきます。

木付委員 今、ハザードマップのお話が出ましたが、浸水域と浸水深がハザードマップどおりだったという結果も出ているようですので、その辺も防災当局等々と連携しながらやっていただきたいと思うのと、ハードもですね、本当に今までの計画ではちょっと足りないダムもあるかもしれませんので、その辺もよろしくお伺いします。これは要望です。

戸高委員 主要な施策の成果の226ページの生活排水処理施設整備推進事業ですけれども、3

0年度の数字はまだ出ていなかったと思います。9月に公表になっています。もう数字が確定していると思うので、その実績値と達成率を示していただきたい。

また、それを受けて今回の評価をどう見るか。今回、29年度の伸び率0.9ということで評価していますが、恐らく同じように1%台での伸びだったと思っていますので、その評価もいただければと思います。

それと9月の集計でまだ50%台の市町村がどれくらいあるのかも一覧で出ていると思います。そこに対して県はどう取り組んでいくのかを聞かせていただきたい。

あと、その意識向上の普及啓発というのが土木の公園生活排水課の事業として必要なのか。生活排水に限ってやっている話ではありませんが、生活環境部の環境教育とか水環境の取組ということでも普及啓発の取組をしています。生活排水の必要性とかそういったことは大事だと思うんですが、取組の効果を聞かせていただければと思います。

三村公園生活・排水課長 生活排水処理率に関してお答えします。

平成30年度末の生活排水処理率は76.9%となっています。この数字をいかに向上させるかということです。

いろんな取組をしており、まず一つ、公共下水道は、なかなか整備が進まないところ、家が余らないなど公共下水道とするのに多くの予算がかかるところは、思い切って公共下水道区域から外して、合併処理のエリアにすることによって、下水道区域の見直しを行い、合併処理の補助を受けられるような取組をえています。

加えて、合併処理に関しても、令和元年度から宅内の配管まで補助が出るようになりました。設置補助から撤去補助、宅内配管もできます。約6割の補助という非常に高率な補助になり、より合併処理への転換も進むと思っています。

また、私ども8月に18市町村を全部回り、首長に会えるところは全て会い、一緒になって処理率を上げましよう働きかけました。補助制度は国・県・市町村がセットなものですから、

補助制度のない市町村に対して、ぜひとも補助制度を創設してくださいとお願いしたところで

です。  
一般的な啓発の問題ですが、いろんな市町村のふるさと祭りに行き、合併処理の費用や補助について市町村と一緒に周知しています。

また、学校に行き、生活排水処理の大切さを学ぶ教室もかなりやっており、子どもから地区の皆さま方へ啓発も含めて、今取り組んでいます。

いずれにしても、市町村事業だからと言って県は手を出さないんじゃないかと、市町村と一緒にやってしっかり取り組んで、生活排水処理率を上げていきたいと考えています。

戸高委員 全国順位も44位ぐらいですかね。余り全国順位は言わない方が良かった。すみません。

それと同じような中山間地が多い市町村、それぞれの担当者の意識啓発が必要だと思います。全ての市町村を回ってPRをしていただき大変ありがたいと思っています。この生活排水処理をどうするかという協議も、全ての市町村がぜひ一堂に会して、姫島とか100%になっていますけど、それも含めて協議していく場を持っていただければと思っていますので、よろしくをお願いします。

どのぐらいの補助があるなどのPRもあるということでもよく分かりました。今後ともよろしくをお願いします。

羽野委員 道路の維持管理についてですけども、私の場合は集落と言うか、地域の団体が河川、道路等の草刈りを行って、制度上平米当たりいくらかという形で補助を受け取るシステムになっているんですが、周辺部のその団体が、高齢化してきたことに伴って、同じ作業をするにもかなり苦勞するようになりました。

あわせて、特に周辺部では集落の人口も減ったということで、作業の開始から終わりまでの作業時間が、同じ距離を作業するにしても時間がかかるようになってきて、この平米当たりいくらかという単価がもう見合わないという感覚になってきている現状があります。

あとは、河川については足場も悪く、チェーンソーを使うにしても石があったりして、刃を傷めるとか経費がかかるような状況も多々出てきています。地域のボランティアと言うか、その団体の現状をどのように認識しているかということが1点と、来年度に向けて、単価の引上げは考えられないのか。この点について考えをお聞きます。

藤崎道路保全課長 今、委員がおっしゃったように、ボランティアでやっていただいている地域の方々が高齢化してきているということで、それはもう今、かなりの声を聞いています。

現状では、クリーンロードという制度があります。それは、機材等に関する燃料代などの補助という形になっており、人件費等はありません。時間等がかかるということであれば、地域の方々と土木事務所とよく相談をしています。

さきほども言いましたけれども、草刈りの後の処理等については、土木で処理していますので、相談していただければと思っています。

羽野委員 そんな大幅に引上げというわけではなく、例えば平米当たり7円とか8円とか、希望としてはそのレベルの話だと思います。

逆に、そこがじゃあもうやめたということになれば、業者に頼んで同じように維持していく費用に比べれば破格の予算ではないかと思うわけなんですけども、どうなんでしょうか。

古庄河川課長 河川関係についてお答えします。

まず今、河川も平米当たり8円でお支払いしているんですが、この費用は、鎌、軍手等消耗品相当額の支援、それから傷害賠償責任保険の費用見合いでお願いしています。基本的には河川、海岸の美化意識向上を図るために、地元の方にいろいろお願いしている状況です。委員がおっしゃったとおり、高齢化等でいろいろできない地区もあります。

そういう地区もありますので、河川の愛護団体とか企業等にもお願いして、何とか草刈りをしている状況です。

羽野委員 鎌をチェーンソーに換えていただきたいと思います。

井上（明）副委員長 ほかに、事前通告されていない委員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上（明）副委員長 事前通告が1名の委員外議員から出されていますので、事前通告のあった委員外議員の質疑を行います。

猿渡委員外議員 委員長、1点について通告をしていますけれども、もう1点追加で質問させていただきたいと思います。

井上（明）副委員長 どうぞ。

猿渡委員外議員 主要な施策の成果246ページ、道路改良事業についてです。まず、30年度の事業で別府市に関する主なものはどのようなものがあるのでしょうか。

あわせて、県道鉄輪亀川線ですけれども、別府医療センターに向かう救急車が亀川の新川踏切で足止めをされて、1分、1秒を争う救急車の搬送で困る場面が出ています。改善を求める声が随分以前からあがっており、高架化などを検討できないかと思うんですけれどもどうでしょうか。

もう1点、主要な施策の成果の242ページ建設産業構造改善・人材育成支援事業について、さきほどの説明の中で、高校生向けの現場体験学習会の実施によってイメージアップが図れた、建設業のイメージが良くなったという生徒が66.6%いたという説明がありました。

今、例えば、福祉部門だとか各方面で人材の確保に苦労していると思います。この事業が具体的にどういう形で行われたのか、その取組の内容についてもう少し具体的に教えていただければと思います。

藤崎道路保全課長 30年度に実施した別府市内の（単）道路改良事業についてお答えします。

主な事業として、東山庄内線の城島工区、別府山香線の野田工区などを実施しています。

岡本都市・まちづくり推進課長 御指摘の箇所については、都市計画道路南立石亀川線として鉄道をまたぐ高架形状で昭和47年に都市計画決定されています。

当箇所については、五差路交差点の直近に踏切があり、多くの課題があると認識しています

が、まずは現道対策として、老朽化した暗渠の補修工事を行っています。

また、当路線については、新別府病院から朝日小学校までの延長1.3キロメートルの区間を昨年度、街路事業として事業化しており、当面はその事業進捗に努めていきたいと考えています。

渡辺土木建築企画課長 高校生向けの現場体験学習会のお尋ねについて、昨年度は、県立の建設系学科を持つ四つの工業系高校において実施しました。例えば、別府で開業したインターコンチネンタルホテルや武道スポーツセンター、高規格道路の中津日田道路、玉来ダムなどの現場を見ていただきました。

その中で、参加した生徒に現場の仕事内容等を見ていただき、こういう現場もやっていますからどうでしょうかというアンケートを取り、その結果、イメージが良くなったという生徒が66.6%いたということです。

猿渡委員外議員 高校生の体験学習、カッコいいな、こんな仕事に携われたらいいなと憧れを持つんだろうと思いました。いろんな分野でそういう取組から学べたらと思いました。

さきほど説明があった朝日小学校付近も長年の課題で、そこに着手していただくのは大変ありがたいと思います。ただ、新川踏切はやはり救急車が1分1秒を争って病院に向かっているときに、信号だったら通過できるけれども、踏切はどうしても待たないといけないということで、やきもきするわけですね。

ですから、今後に向けて、なかなか難しい箇所であると思うんですけれども、長年の懸案であり、長年要望が出ていますので、ぜひ改善ができるように、今後に向けて検討をしていただくことができないでしょうか。もう一度お願いします。

岡本都市・まちづくり推進課長 さきほど御説明した昭和47年に決定した現在の都市計画、立体交差について、過去土木事務所でも検討を進めたこともありますけれども、国道10号の橋梁を直近で鋭角に接続すること、鉄道部での建築限界の問題、歩行者の動線、あと構造的な

課題がもろもろ多く、かつ事業費も多大になると予想されています。

このため、立体交差以外に考えられる対策として、例えば、ルートの見直し、例えば、国道10号と平行し日豊本線よりも医療センター側にある都市計画道路、山田関の江線の整備なども考えられますので、今後そういったところも含めて検討を進めていきます。

まずは、事業中箇所の事業推進に努めていきます。

井上（明）副委員長 ほかに委員外議員で、質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

それでは、本日の質疑等を踏まえ、全体を通して、委員の方からほかに何か質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上（明）副委員長 ほかにないようですので、これで質疑を終了します。

それでは、これをもって土木建築部関係の審査を終わります。執行部はお疲れさまでした。

これより内部協議に入りますので、委員の方はお残りください。

〔土木建築部、委員外議員退室〕

井上（明）副委員長 これより、内部協議に入ります。

さきほどの土木建築部の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたいと思いますが、特に、指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見・要望事項等がありましたらお願いします。

堤委員 さきほどの身近な道改善事業は、それぞれ委員から質問等も出ましたが、要望がかなり多いんですね。多分セーブしているところもあると思うんですよ、順番待ちというものもありますからね。そういう点でやはり、8億円が続いているという状況であれば、担当課も頑張って増額等要請すると思うんですけども、我々としてもその身近な道改善事業に対する予算増額がされるように要望できればと思っています。

ますので、よろしくをお願いします。

井上（明）副委員長 ただいま委員からいただいた御意見、御要望及び本日の審査における質疑を踏まえ、審査報告書案として取りまとめたいと思います。

詳細については委員長に御一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上（明）副委員長 それでは、そのようにします。

以上で土木建築部関係の審査報告書の検討を終わります。

ここで、執行部が入室しますので、しばらくお待ちください。

〔警察本部、委員外議員入室〕

井上（明）副委員長 これより、警察本部関係の審査を行います。

執行部の説明は、要請した時間の範囲内となるよう要点を簡潔・明瞭をお願いします。

それでは、警察本部長及び関係課長の説明を求めます。

石川警察本部長 それでは、平成30年度における主要な施策の成果及び平成30年度行政監査・包括外部監査の結果の概要について説明します。

まずは、お手元の冊子、平成30年度における主要な施策の成果の279ページをお開きください。

警察本部では、大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」の施策のうち、犯罪に強い地域社会の確立及び人に優しい安全で安心な交通社会の実現を達成するため、各種事業を推進しており、本日は主な四つの事業について説明します。

一つ目は、地域防犯力強化育成事業です。

この事業の主な取組は、2事業内容に記載の二つです。事業の一つ目は、非行防止等の専門知識を有する嘱託職員——これらは警察官のOBですが、この嘱託職員を配置し、学校に対する支援・助言活動を行うスクールサポーターの

配置。二つ目は、まもめーる・まもめーるアプリ配信による防犯情報の提供です。

平成30年度の決算額は2,043万1千円です。活動指標の評価は、いずれも目標を達成し、a評価となっています。

事業の成果については、3の右の欄のとおり、活動指標であるスクールサポーターによる定期的な学校訪問における情報交換、助言活動等により、刑法犯少年の検挙・補導数は大幅に減少しています。

また、まもめーるによるタイムリーな情報発信により、子どもに対する声かけ事案や特殊詐欺事案等の注意喚起を図ることで、地域の防犯力の向上に努めた結果、成果指標である刑法犯認知件数を達成し、a評価となっています。

この事業の総合評価はA評価となっています。今後の方向性は継続・見直しとしています。

次に、280ページをお開きください。

二つ目は、特殊詐欺水際対策強化事業です。

この事業の主な取組は、2事業内容に記載の二つです。事業の一つ目は、特殊詐欺の被害に遭う可能性の高い高齢者等に対する、コールセンターを活用したきめ細かな注意喚起、注意喚起内容を記載した電子マネー販売用封筒のコンビニでの活用など水際対策強化事業。二つ目は、金融機関などでの水際対策を支援するポスターの作成や犯行手口を紹介するチラシの作成などの広報啓発を行う特殊詐欺被害防止注意喚起事業です。

平成30年度の決算額は1,419万3千円です。活動指標の評価は、いずれも目標を達成し、a評価となっています。

事業の成果は3に記載のとおり、成果指標である特殊詐欺被害件数は126件で、前年比マイナス111件、被害額はマイナス4,309万円と目標を達成し、a評価となっています。

この事業の総合評価はA評価となっています。今後の方向性は継続・見直しとしています。

次に、281ページを御覧ください。

三つ目は、高齢者交通事故防止総合対策事業です。

この事業の主な取組は、2事業内容に記載の

四つです。事業の一つ目は、免許更新を控えた80歳以上の高齢運転者に対し、郵送により、運転免許証の自主返納などについての情報提供を行う大分県警まごころ宅配便事業。二つ目は、老人クラブ会員との連携による交通安全個別指導を行うシルバーサポート事業。三つ目と四つ目は、高齢運転者及び高齢歩行者の双方に対する参加体験型講習用機材による講習です。

平成30年度の決算額は519万円です。活動指標については、80歳以上の免許更新予定であった方が、更新時期より先に免許証を返納したり、亡くなられたりしたことで資料を発送しなかったことなどにより、100%の達成率とはなっていませんが、おおむね目標を達成したことから、a評価となっています。

事業の成果は3に記載のとおり、成果指標である高齢者交通事故死傷者数は879人と、前年より74人減少し、目標達成できたことからa評価となっています。

この事業の総合評価はA評価となっています。今後の方向性は継続・見直しとしています。

次に、282ページをお開きください。

最後、四つ目の交通安全施設整備事業です。

この事業の主な取組は、2事業内容に記載の四つです。一つ目は事故危険箇所対策等の推進。二つ目は災害対策。三つ目は交通環境の改善に伴う交通安全施設等の整備等。四つ目は歩行空間のバリアフリー化です。

平成30年度の決算額は7億6,658万3千円です。活動指標の評価は、いずれも目標を達成し、a評価となっています。

事業の成果は、高齢者等の事故防止を図るため、生活道路などにおける道路標識等の整備を実施するとともに、信号機の新設・高度化を推進するなど交通環境の改善を図り、成果指標である交通事故死傷者数を達成できたことから、a評価となっています。

この事業の総合評価はA評価となっています。今後の方向性は継続・見直しとしています。

次にお手元の冊子、平成30年度行政監査・包括外部監査の結果の概要の4ページをお開きください。

平成30年度行政監査・包括外部監査の結果の概要について説明します。

平成30年度の行政監査テーマ、防災に必要な物資・資材等の管理についての改善・検討事項が記載されていますが、4ページ中ほどの16警察災害装備(2)保管場所と管理体制についてを御覧ください。

検討事項として、警察本部第2別館の1階に保管している災害警備用装備資機材について、津波等により、使用困難となることが考えられることから、他施設への資機材の移設等を検討されたいとの指摘を受けたところです。

これについては、県警察が管理する庁舎の上層階への移設等の措置を講ずる予定です。

以上で、行政監査・包括外部監査の結果の概要についての説明を終わります。

田原会計課長 平成30年度一般会計決算のうち、収入未済額及び事業別の決算状況について説明します。

最初に収入未済額について、お手元の平成30年度決算附属調書により説明します。

26ページをお開きください。

中ほどに記載している諸収入のうち、延滞金の警察本部会計課分6万1,200円及びその二つ下の過料等745万8千円については、放置違反金に係る収入未済額です。

27ページを御覧ください。

雑入の上から九つ目の警察本部会計課分32万3,200円については、白バイに追突した交通事故の当事者が、修理代を平成30年2月から毎月分割して支払うことになっていることから、その未払分です。

次に、事業別の決算状況について、別冊の平成30年度一般会計及び特別会計決算事業別説明書により説明します。

347ページの平成30年度歳出決算総括表をお開きください。

第9款警察費は、予算現額272億8,536万9,882円、支出済額270億7,579万9,864円、不用額2億957万18円です。

349ページをお開きください。主要な施策

の成果で説明したものを除き、目別に決算額と主な内訳を説明します。

第9款警察費のうち、第1項警察管理費第1目公安委員会費の決算額は760万4,955円です。内訳は、公安委員3人の報酬が660万4,999円、その下の公安委員及び事務局職員の旅費等、公安委員会の運営に要した経費が99万9,956円です。

次に、第2目警察本部費の決算額は222億6,241万4,952円です。内訳は、警察官2,054人、一般職員332人、計2,386人分の給与費が207億6,141万687円、その下の警察運営費が15億100万4,265円です。

また、警察運営費の主な内訳については、そのページの一番下に記載している職員に対する児童手当の支給に要した経費が2億5,870万円、350ページをお開きください。上から三つ目の警察官等に貸与する被服の調製に要した経費が1億1,115万4,883円、その下の赴任旅費、健康管理経費、暖房用燃料、光熱水費等の警察運営諸費が11億2,168万2,994円です。

次に、第3目装備費の決算額は3億6,086万9,416円です。主な内訳は、ヘリコプターの特別点検整備等に要した経費が8,976万5,321円、その下の警察車両、ヘリコプター、船艇及び各種装備品の維持管理に要した経費が6,662万2,358円、その下の警察車両、ヘリコプター及び船艇の燃料購入費が1億9,534万6,469円です。

351ページを御覧ください。

次に、第4目警察施設費の決算額は26億4,533万9,429円です。主な内訳は、鑑識科学センターの庁舎建設等に要した経費が10億6,250万8,294円、その下の交番1か所及び駐在所3か所の建設等に要した経費が1億3,206万7,256円、三つ飛ばして、摩耗した横断歩道・一時停止標示の更新及び英語併記の信号機地名板・道路標識の整備に要した経費が9,116万3,175円、その下の信号機等の電気料、回線専用料、保守管理委託

料等、交通安全施設の維持管理等に要した経費が3億6,467万3,740円です。

次に、第5目運転免許費の決算額は5億6,912万6,469円です。主な内訳は、認知症等早期発見支援事業として、保健師等非常勤職員3名の配置に要した経費が843万5,364円、その下の運転免許証更新時の講習に要した経費が6,922万9千円、352ページをお開きください。上から三つ目の運転免許試験の実施、施設の維持管理等、運転免許業務に要した諸経費が4億6,326万6,341円です。

次に、第6目恩給及退職年金費の決算額は3,045万3,549円で、昭和37年11月以前に退職した警察職員及びその遺族に支給した警察恩給費です。なお、10月支給時の支給対象者は27人です。

最後に、第2項警察活動費の第1目警察活動費の決算額は11億9,999万1,094円です。内訳は、上から二つ目の一般警察活動費が4億6,818万6,236円で、この主な内訳は353ページに記載しています。上から三つ目の交番相談員及び警察安全相談員の配置に要した経費が6,374万6,496円、その下、鑑定器材等の整備等に要した経費が1億113万5,546円、一つ飛ばして、警察電話等回線専用料及び加入電話使用料等が1億5,798万2,767円。

このページの中ほどにある刑事警察費が2億5,064万2,558円で、この主な内訳は捜査支援システムの整備及び維持管理に要した経費が6,044万9,480円、三つ飛ばして、捜査用資器材の整備、捜査資料の作成等、刑事・生活安全警察活動に要した諸経費が1億2,063万1,201円。

同じページ、一番下の交通指導取締費が4億6,696万9,356円で、この主な内訳ですが、354ページをお開きください。

一番上の110番通信指令システム管理事業費が1億4,348万241円、三つ飛ばして、放置違法駐車車両の確認事務等の民間委託等に要した経費が4,323万246円、二つ飛ば

して、取締用資器材の整備等、交通警察活動等に要した諸経費が2億1,694万1,615円です。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

井上（明）副委員長 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔・明瞭に答弁願います。

事前通告が3名の委員から出されているので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。堤委員 まず1点目、351ページの自動車運転免許事務費の関係ですね。

認知症等早期発見支援事業では、認知症によって免許更新ができなかった事例はどれぐらいあるのか。また、そういう方に対していろんな施策があると思うんですが、そういう紹介などはどうされているのかという点。

これは、通告に書いていないんですけども、今説明を聞きながらちょっと思ったことが、高齢者の交通事故が大変多いとのことで、アクセルとブレーキの踏み間違い安全装置、今、市販されているけれども、それに対する認識はどうか。県警として安全に対する認識がどうか、あれば少し教えていただきたいと思います。

二つ目は、昨年度の決算でビデオカメラのリース。これは予算特別委員会で聞きましたけれども、確定した件数及び金額はいくらか。また、刑事訴訟法が改正されて、取調べの録音・録画が可能となりました。そのための設備の改修や金額、また取調官の研修等はどうなっているか等についてお伺いします。

木村交通部長 まず1点目、認知症等早期発見事業に関して説明します。

平成30年度に認知機能検査を受けた高齢運転者は2万5,303人であり、そのうち認知症が疑われ、最終的に運転免許証を自主返納した方が214人、運転免許証を更新しなかった方が68人、運転免許証の取消処分を受けた方が3人の合計285人が運転免許を更新していません。また、認知症等の「等」に該当する統

合失調症、てんかんなどの一定の病気に患により運転免許の取消処分を受けた方は59人でした。運転免許証の自主返納をした方や更新をしなかった方に対し、直接医療機関や地域包括支援センターを紹介するほか、自主返納に伴う自治体の支援を紹介するなどの支援を行っています。

次に、ブレーキとアクセルの踏み間違いに関する認識なんですけれども、国土交通省が後付けの安全装置——テレビなどで報道されていますけれども、後から付ける踏み間違い装置については、安全装置の性能評価制度を去年の4月に作っています。また、大手のメーカーにも要請しているんですけど、取付けが一部の車種に限られていると、いろんな問題があるのも現実でして、県警察としては、国の動向とか今後の国の方針について注視しているところです。それと、後付け装置ではなくて、自動ブレーキの付いた車だとか踏み間違い防止装置が付いたサポカーですね、こういった車の購入を推奨しています。

**山田警務部長** 二つ目の質問のうち、まずリースと購入に関して回答します。

平成30年度決算における捜査活動用ビデオカメラのリース及び購入の件数及び金額についてですが、借上げは7件で36台、金額は293万1,120円です。また、購入はありませんでした。

**工藤刑事部長** 私から、取調べの録音・録画のための設備改修や金額、取調官の研修についてお答えします。

令和元年6月1日から取調べの録音・録画制度が施行されています。同制度に適切に対応するため、録音・録画装置を県警では平成24年度から県下全警察署に計画的に整備し、現在32台を配備しています。昨年度は3警察署、3台の装置を更新・整備し、その支出金額は397万8,720円です。また、同制度に適切に対処するため、捜査の要である刑事課長等を対象とした研修をはじめ、実際に取調べを担当する職員を警察学校に入校させての教養や、刑事企画課の担当職員が各警察署を巡回し、全警察

職員に対する指導・教養を実施しています。

**堤委員** ビデオカメラの関係ですが36台ということで、リース等の契約があるのでしょうか。現在ビデオカメラのリース台数がどれくらいあるのか。現在保有する台数、リースも含めて台数がいくらかということ。

もう一つは、昨年度ビデオカメラ等を使用した事件の数、中身まではなかなか答えられないでしょうから、その事件の数及び検挙数がそれによりどうだったかが分かれば教えてください。

**山田警務部長** 大分県警察として保有している捜査活動用ビデオカメラですけれども、まず保有ですが、179台を所有しています。また、借上げに関しては、本年9月30日現在で34台です。

**工藤刑事部長** 事件の質問がありましたけれども、個別案件については、関係者のプライバシーや名誉の関係があるので、今後の捜査に支障を及ぼすこともあることから、件数等はこの場では控えさせていただきたいと思います。

**堤委員** この場で控えるというのは、それ以外の場所ではオーケーということなのかな。

それと件数、別に個人の状況を何がどうだとか、これがどうだとかいう具体的なことを聞いているわけじゃない。これまで刑法犯の認知、さっき3,300件認知件数があったと数字を出しているじゃない。高齢者の交通事故も879人とか出ているわけね。強いて言えば、これも個人情報でしょう、事故という問題ではね。同じような考え方、つまりそういう件数、百何十台持つてる県警の中で、こういうのがどういう形で使われて、件数だけで使われているのかということは、別に言えないことじゃないと思うんだけどね。それと検挙数も含めて、再度答弁を求めます。

**石川警察本部長** 具体的に使用した事件の数とか、あるいはカメラを使ってどれくらい検挙したかを表に出すと、結局、刑法犯の認知件数の中で大体どれくらいカメラを使用したのか、あるいはどれくらい検挙したかということで、これは正に捜査の手の内に当たります。逆に言うと、それ以外の事件については使ってないこと

も明らかになるので、そういった意味で実際に使用した事件の数とか検挙数を明らかにすることにより、カメラの使用状況が捜査の手の内として明らかになってしまうので、大変恐縮ながらお答えは差し控えさせていただきます。

堤委員 結局、数年前の別府署の隠しカメラ問題、それにも一つ端を発しているわけですよ、この問題は。だから、そういうのは県警としてやっぱり当然しっかりと、もう再発防止でいろんな研修とかをやってきていると、いろいろ聞きました。聞いた中で、ビデオカメラ等は使う場合には上からのきちとした指導・指示がなければ使えないということも確認できていますからね。ぜひそれは守って、不法なやり方をしないよう強く要望して終わります。

守永委員 3点ほどお尋ねしたいと思いますが、まず、子どもの見守りについてなんですけれども、決算事業別説明書352ページの警察活動費の中に、子供見守り街頭防犯カメラ設置支援事業費が記載されていますが、30年度の実績としてどの地域に設置したのか。カメラの管理がどのようになっているのか。そして県警との連携方法をどのようになっているのか、あわせて教えていただければと思います。

次に、空き交番・県民安全相談対策事業費についてですが、交番相談員や警察安全相談員を配置するとのことで、この事業については交番に空き時間をつくらない取組と解釈していいのか、確認をさせてください。30年度の実績としては交番の空き時間をつくらないことがどの程度できたのか、また相談件数等、取組成果について教えてください。

3点目が、交通指導の取締りについてです。これまでも様々な会議の場で、交差点における交通ルールが的確に理解されていないのではないかと発言していますが、平成30年度の指導において、交差点の通過ルールについて何か具体的に取組んだことがあるのか。あれば御紹介ください。

筒井生活安全部長 私から、子供の見守り街頭カメラ設置支援事業費について説明します。

平成30年度の当事業におけるカメラの設置

状況については、10地区に81台のカメラを設置しています。設置地域については、大分市4か所9台、由布市1か所5台、日出町5か所67台であり、子どもの通学路を中心に設置しています。カメラの管理は設置主体である自治会や協議会等が行っていて、県警察では各地区の自治会等に対して、子どもの見守りを含めた防犯対策に活用するように指導し、またその運用については県のガイドラインに沿う運用が行われるように設置者に働きかけを行っています。

引き続き、空き交番・県民安全相談対策事業費の交番相談員について説明します。

この事業は、地方公務員法に定める一般職、非常勤職員である交番相談員をそれぞれ交番に配置しているものです。交番相談員は、交番に勤務する警察官の所外活動に伴う不在状態を解消し、各種の届出や相談を迅速・的確に対応することを目的に配置しています。

現在、交番相談員は県下5警察署、19交番に20名を配置しています。平成30年度中の交番相談員の取扱件数は、総合計で2万3,118件で、主な取扱いは警察安全相談の受理や遺失・拾得物の受理、それから地理案内等です。交番相談員の一月の勤務日数は18日で、配置交番の日中における不在状況は解消できているものと考えています。

警察安全相談員については、警務部長から答弁します。

山田警務部長 続いて、平成30年度中の警察安全相談員の取組、成果等についてお答えします。

警察安全相談員は、現在七つの警察署に合計8名を配置しており、県民の安全と平穏に係る相談に対応しています。例えば、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺、闇金融、悪徳商法に関するもの。スーター、DV、恋愛感情のもつれに起因する男女間トラブルに関するもの。交通取締り要望、交通事故に関するもの等の相談のほか、日常生活の中で生じるトラブル等、多種多様な相談に対応しています。

なお、平成30年度に県警に寄せられた相談件数のうち、警察安全相談員が対応したものは

1, 253件でした。今後も、県民からの各種相談に迅速・的確に対応し、県民の安全・安心の確保に努めます。

木村交通部長 交差点の通行方法について説明します。

信号機のない交差点の通行方法は道路交通法によって規定されており、道幅が同じような道路の交差点では、左方から来る車があるときは、その車を妨げてはいけません。交差する道路が交差点においても中央線が設けられているなどの優先道路であるとき、その道路を進行してきている車の進行を妨げてはいけません。交差点又はその直近で歩行者が道路を横断しているときは、その歩行者の通行を妨げてはならないなど、様々な規定が設けられています。交差道路の優先関係を正しく理解することは重要であり、当然運転免許の取得時には、全てのドライバーに取得のための要件として正しい知識を身に付けていただきます。

一方で、運転免許の更新時講習においては、時間の制約があることから、交通事故の発生状況を踏まえつつ、必要に応じて交差点事故を含む交通事故の特徴や運転者の基本的な心構えなどについて、改めて視聴覚教材を活用して講習を行っています。

なお、平成30年度については、横断歩道における歩行者優先の徹底が不十分であり、歩行者が犠牲となる交通死亡事故が多発していたことから、交差点の通行方法の一つとして、横断歩道での交通ルールの遵守と交通マナーの向上に重点的に取り組んでおり、今年度も引き続き横断歩道における歩行者優先を最重点としています。

警察としては、引き続き交通指導取締りや各種講習等の機会を利用して、交差点における正しい通行方法など基本的な交通ルートを周知徹底します。

守永委員 まず、子どもの見守りについては、それぞれ自治会の設置要望に応じて付けていくのが主体だったのだらうと思いますけれども、多分自治会の要望としては、監視カメラによって日々の状況を記録することが目的ではないと

思うんですね。そのとき何が、どういう状況なのかを把握したいし、いち早く何かがあったときに気付いてほしいということだと思います。自治会だけで管理して、映像そのものが公民館にしか届かない。何かあったのを自治会の人はずっと画面を見ながら見守ることだけでいいのかどうか非常に疑問があるし、設置した方々からは、何かそういったことで、さらにうまく連携ができないかという要望があるんじゃないかと思うんですけれども、その辺、何か聞き取りをしていただければ教えてください。

それと、空き交番の対応については、19交番で解消できているとの報告でしたけれども、全体で交番数がいくつありましたかね。全体的に解消していくために、今後どのぐらいの取組が必要になるのか、またどういう計画を持っているのか、あれば教えてください。

交差点の交通ルール、基本的には皆さん知っているんだらうと思うんですが、お互いに譲り合って、交差点に差しかかる中で譲ってくれたと思って進み始めたら、両方がそう思って事故を起こすこともある。向こうが優先なんだということが相手のドライバーにも、こちらが優先だったよねと、お互いの共通理解と結論に達するということが大事でしょうから。そういった観点で一度きちんと、交差点ではこういうルールの下で通行に気を付けてくださいというのを、かなり徹底をしないと危ない状況だと。毎朝、近所の交差点で児童の登校指導をやっていますけれども、しょっちゅう危険な車の通行場面に出くわします。その辺をもっと的確に伝わるように指導をお願いしたいと思います。最後のは要望です。

筒井生活安全部長 まず、街頭防犯カメラの運用に対する地区の要望ですが、基本的には、さきほど申した県のガイドラインの中に、目的外利用の禁止であるとか、場所、範囲、それからカメラを設置していることを表示するとか、画像の適正な管理、第三者への提供の制限といったことが規定されていて、そういった指導をしながら、運用者において管理をしているところです。それぞれ個別に、各警察署にいろんな相

談はあろうかと思えますけれども、それは個別に警察署としても対応しています。

それから、19交番、全部で32の交番があって、残り13交番は交番相談員は配置されていません。今後もこの配置については、管内の人口の流動とか地理的状況、それから事件・事故の取扱い状況、交番員の勤務体制とか不在交番の状況を勘案しながら、必要に応じて検討したいと考えていますし、県下でも五十数%の配置で、九州管内ではほぼ平均ぐらいで配置されています。

守永委員 交番、特に見回りに出ることは大切なことですし、それは必要なことなのですが、それによって不在になる場合がある。その間に訪ねていったけれども対応できない、電話ではなかなか要領を得ない、そういったケースもたくさんあると思うので、全32の交番の不在がないように工夫いただければと思います。最後のは要望です。ありがとうございました。

高橋委員 私からは1点、職員の超過勤務の現状と働き方改革についてお尋ねします。

警察職員の皆さんは本当に平日、休日を問わず、時間外勤務もかなり多いのではないかと思います。特に、大きな事件、事故、災害等があったとき、本当に御苦労されているのではないかと思います。先般も土曜日でしたけれども、ちょうど私、居合わせたんですが高速道路の出入口で、シートベルトの着用指導等を非常に献身的にやってくださって、大変頭が下がる思いがしました。働き方改革によって、29年度に比べて30年度はどの程度改善がなされてきたのか。条件整備等々も含め、また今年度も、今はラグビーのワールドカップも始まっていますし、あと2試合、あさって、しあさってと、これまた土日で、交通整理等々が非常に大変だろうと思いますけれども、勤務手当や休暇等、その他の制度面での改善も含めて、今現在どの程度進んでいるのかについて質問します。よろしくをお願いします。

山田警務部長 職員の超過勤務の現状と働き方改革についてお答えします。

大分県警察においては、職員の心身の健康維

持、士気の高揚、優秀な人材の確保並びに女性職員の活躍推進等の観点から、仕事と私生活を共に充実させるワーク・ライフ・バランスの実現に向けて働き方改革を積極的に推進し、業務の合理化・効率化を図るとともに、勤務実態に合わせた勤務開始時間の繰上げや繰下げ、連続休暇の取得促進、職員の意識改革等の取組を進めています。

こうした取組を推進した結果、平成30年度の警察職員一人一月当たりの平均時間外勤務時間数は約28時間で、前年度に比べて約7時間減少するとともに、平成30年の一人当たりの年次休暇取得日数は平均11.6日で、前年に比べて0.9日増加するなど、一定の成果を上げているところです。

一方、委員御指摘のとおり、ラグビーワールドカップ日本大会等大規模イベントが行われた場合の対応についてですが、大規模イベントについては、警備に万全を期す必要があるため、時間外勤務が増加することはやむを得ない一面があります。したがって、同大会における時間外勤務手当の予算を別途確保し、当該手当の適正執行を図っているほか、同大会が終了した後には休暇の積極的な取得を図ることとしています。今後とも、業務の合理化・効率化をはじめ、働き方改革をより積極的に推進し、県内の治安水準を落とすことなく、全ての警察職員にとって働きがいのある職場環境づくりの構築に努めます。

高橋委員 様々な取組の中で、超勤の時間が少しずつ短くなっている。それでも月平均、これはあくまでも一人当たりの平均が28時間ですから、恐らく多い人もいれば少ない人もいます。様々な条件の中でだいぶ違うと思うんですけども、少しでもこの時間が、また少しずつでも均等になって、短くなっていけばいいなと思います。

さきほど、超勤手当については別途予算とのことですが、今回の決算の中で大規模イベント等の時間外勤務の予算は、大体どこにいくらぐらいということが、もし分かれば教えてください。

田原会計課長 平成30年度の事業別説明書の352ページを御覧ください。

その中の下の方にありますが、第2項警察活動費第1目警察活動費の中の一番上にある事業費支弁給与費1, 332万7千円、ここに計上しています。

高橋委員 私たち県民が、安心・安全で暮らしていくための警察活動というのは、今後ますます大事になってくると思いますし、やはり若い人が警察官になって、みんなのために働きたいと思えるような、そういう魅力のある警察活動、職場にしていだきたいと思えますし、今いらっしゃる警察官の皆さんが本当に元気で活躍できる、そういう職場に今後もしていだきたいと思えますので、これからも職場の改善、働き方改革に力を入れていだきたいと思えます。ありがとうございます。

井上(明)副委員長 ほかに、事前通告されていない委員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上(明)副委員長 委員外議員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

井上(明)副委員長 それでは本日の質疑を踏まえ、全体を通して委員の方からほかに何か質疑はありませんか。

〔「なし」という者あり〕

井上(明)副委員長 別がないので、これで質疑を終了します。

それでは、これをもって警察本部関係の審査を終わります。執行部の皆さんはお疲れさまでした。

これより内部協議に入りますので、委員の方はお残りください。

〔委員外議員、警察本部退室〕

井上(明)副委員長 これより、決算審査報告について内部協議に入ります。

さきほどの警察本部の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたいと思えますが、特に指摘事項や来年度予算へ反映さ

せるべき意見・要望事項等がありましたら、お願いします。

堤委員 さきほどのビデオカメラの関係ですけれども、件数もああいう理由で明らかにされませんので、やはり当然厳正な資料と言いますか、そういうのをやっぱりきちんとする。昨年の決算でも36台リースしています。保有も179台あるわけですから、かなり利用、活用されたと思うんですけども、その点については、上司の命令に基づいた適正な執行をこれからも厳正にやるように、一言付け加えていただきたいと思えますので、よろしくお願いします。

井上(明)副委員長 ただいま、委員からいただいた意見、要望及び本日の審査における質疑を踏まえ、審査報告書案として取りまとめたいと思えます。

詳細については、委員長に御一任いただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上(明)副委員長 それでは、そのようにします。

以上で警察本部関係の審査報告書の検討を終わります。

以上で本日の審査及び10日から行ってきた部局別審査は終わりました。

この際、ほかに何かありませんか。

〔「なし」という者あり〕

井上(明)副委員長 別がないので、ここでお諮りします。

審査報告の取りまとめについては、本日までの委員会審査における執行部との質疑などを踏まえ、正・副委員長協議の上、委員会審査報告書の案を作成し、11月6日の委員会にてお諮りしたいと考えていますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

井上(明)副委員長 それでは、元吉委員長とともに準備を進めます。

次回の委員会は、11月6日水曜日の午前10時から、第3委員会室で開きます。

以上をもって本日の委員会を終わります。

お疲れさまでした。